

令和8年8月7日

衆議院議長 森 英 介 殿

参議院議長 関 口 昌 一 殿

内閣総理大臣 高 市 早 苗 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等に基づき、公務員人事管理について別紙第1のとおり報告し、一般職の職員の給与について別紙第2のとおり報告し、別紙第3のとおり勧告するとともに、一般職の職員の勤務時間及び休暇について別紙第4のとおり勧告する。あわせて、国家公務員災害補償法の改正について別紙第5のとおり意見を申し出る。

目 次

別紙第1 公務員人事管理に関する報告	1
Ⅰ 人事院が実現する「『これから』の公務」	
1 実力本位で活躍できる公務	
(1) 本府省幹部職員等を対象とする人事制度見直しの先行実施	2
(2) 本府省幹部職員等以外の職員を対象とする制度の見直し	6
2 働きやすさと成長が両立する公務	
(1) 転勤に伴う経済的な負担の軽減等	6
(2) 働きやすい環境の整備	9
(3) 個人の事情に配慮した柔軟な働き方の推進等	14
(4) 公務災害に対するセーフティネットの整備	16
(5) 多様な成長機会を用意する「成長できる職場」の整備	17
(6) 公平審査制度や苦情相談の充実	20
(7) デジタル・AI技術の進展を踏まえた人事管理の促進	20
3 誰もが挑戦できる開かれた公務（採用プロセスのアップデート）	
(1) 採用試験等の見直し	22
(2) 専門人材等の採用の推進	23
4 高い使命感とやりがいを持って働ける公務	
(1) 「選ばれる」公務職場の実現へ～公務のブランディング～	24
(2) 国家公務員行動規範の更なる浸透	26
Ⅱ 改革の実現に向けて	26
Ⅲ 勧告等実施の要請	27

別紙第2	職員の給与に関する報告	29
第1	公務と民間の給与の状況と本年の給与改定	
1	本年の給与改定を取り巻く諸情勢	30
2	本年の国家公務員給与と民間給与の実態	
(1)	国家公務員給与の状況	30
(2)	民間給与の状況	31
3	本年の国家公務員給与と民間給与との比較	
(1)	月例給	32
(2)	特別給	33
4	本年の給与の改定	
(1)	改定の基本方針	33
(2)	改定すべき事項	35
第2	転勤に伴う経済的な負担の軽減等	
1	転居に関する手当の新設	
(1)	支給対象職員	39
(2)	支給額及び支給期間	39
(3)	その他の措置	40
2	広域異動手当の支給割合の引上げ	40
3	特地勤務手当に準ずる手当	41
第3	新たな給与体系（措置の骨格）	
(1)	基本的考え方	41
(2)	骨格	43
(3)	今後の予定	45
第4	60歳前後の給与水準（給与カーブ）に係る調査・検討	45

別紙第3	職員の給与の改定に関する勧告	53
別紙第4	職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告	115
別紙第5	国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出	117

別紙第1

公務員人事管理に関する報告

「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」——これは、令和8年3月に策定した公務のブランドメッセージである。

緊迫する国際情勢を背景とした地政学的リスクの高まり、生成AIなどの技術革新の急速な進展、社会保障の在り方、インフラの老朽化、自然災害リスクの増大など、国が直面する難題は山積している。国家公務員は、日本全国で、そして世界で、日々、国民の日常を守り、強い経済を創り、日本の将来を確かなものとすべく奮闘している。公務の組織が強靱なものとなり、国家公務員が困難な課題に立ち向かうことができるよう、その基盤となる人事制度を進化させていくことが不可欠である。

本院はこれまで、優秀な人材が公務を志し、高い使命感とやりがいを持って働き続けられるよう、採用試験改革、給与処遇の改善、勤務環境の整備など、あらゆる施策を総動員して重層的な取組を推進してきた。また、公務職場の良い面も改善すべき面も示すことで、公務のイメージと実態のギャップの解消に取り組んできた。

こうした中で現下の公務組織の状況を見ると、職員がその能力・実績に基づき活躍できる人事制度の構築、転勤への対応、長時間の超過勤務の更なる縮減、AI時代に対応した人事管理の促進、成長実感が得られるような多様な学びの機会の提供など、人材マネジメント上の課題解決は途上である。

これらの課題認識の下、本院は、「『これから』の公務」を実現するため、

人事制度の改革をより一層加速させていく。この改革は、「1 実力本位で活躍できる公務」、「2 働きやすさと成長が両立する公務」、「3 誰もが挑戦できる開かれた公務」、「4 高い使命感とやりがいを持って働ける公務」の四つを柱に据え、これらをパッケージとして展開する。

この改革により、国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントを実現し、公務組織の活性化、ひいては国民の利益、幸せにつなげていく。

施策の具体的内容は次のとおりである。

I 人事院が実現する「『これから』の公務」

1 実力本位で活躍できる公務

「国のミライをつくる」公務であり続けるためには、激しい人材獲得競争が続く中でも、公務に志高く優秀な人材を確保し、定着させることが不可欠である。そのためには、採用の種類や年次に縛られず、人事評価に基づき、幅広い人材から登用・抜てきを行うなど、優秀な人材が魅力を感じる人事制度を実現する必要がある。

組織のパフォーマンスを最大化し、職員が実力本位で活躍することができる魅力的な公務の実現に向け、本院は次のとおり取組を進めていく。

(1) 本府省幹部職員等を対象とする人事制度見直しの先行実施

将来にわたって我が国の行政運営を国民にとって望ましいものとするためには、複雑化・多様化する課題に的確に対応できる人材を確保し、その能力を最大限発揮できる人事制度の構築が求められる。とりわけ、本府省の事務次官級から課長級までの職員（以下「本府省幹部職員等」という。）は、各府省の政策決定等において中核的な役割を担っており、

その能力を遺憾なく発揮し、期待された成果を挙げることが特に強く求められている。そして、本府省幹部職員等の給与は、その求められる役割に照らせば、より厳格に職務内容の困難さ・責任の重さ（以下「職務・職責」という。）に基づいたものとすべきである。

これまで、本院は、初任給や若年層の給与の大幅な引上げや、職務・職責を重視した給与を実現する観点からの本府省業務調整手当の支給対象の拡大など、様々な取組を進めてきた。

一方、本府省幹部職員等について、人材獲得競争で競合する民間企業において同等の職務・職責を担っている役員等と年収水準を比較すると、民間を大幅に下回る状況にあるとの指摘もある。加えて、本府省幹部職員等のポストは、若年層を含め他の職員の目標にもなるものであり、その給与水準は、国家公務員全体の処遇の印象にも強く結びつくことにも留意しなければならない。

したがって、外部労働市場で高い競争力を有する優秀な人材を公務に確保するため、適切な人事評価に基づき、適任者が任用されることを前提として、本府省幹部職員等に対してその職務・職責に見合った処遇を確保していく必要がある。

こうした観点から、本府省幹部職員等について、他の職員に先行して職務・職責をより一層重視した給与体系を実現する。あわせて、任用及び勤務時間制度も見直し、人材の確保・定着に資する実力本位の人事制度を構築する。措置の骨格は次のとおりであり、令和9年夏に具体的な内容を報告すべく、各府省の人事管理の実態等を踏まえ、関係者の意見も聴きながら検討を加速していく。

ア 職務・職責をより重視した給与体系¹

本府省幹部職員等について、年功的な要素を排除し、職務・職責を基準とした給与を徹底するとともに、役割・活躍の増大に応じたボーナスを支給できるようにする。

具体的には、本府省幹部職員等を対象として、現在の指定職俸給表のようにポストと給与が強く結び付いたシンプルな構成の俸給表を新設する。この俸給表においては、同じ役職段階（局長、部長、課長等）の中でも、各ポストの職務・職責に違いがあることを考慮し、役職段階ごとに複数の基本給を設定した上で、各ポストを職務・職責に応じて、いずれかに分類する。

また、本府省幹部職員等の給与体系は、基本給、ボーナス、通勤手当及び今後検討していく転勤に関する総合的な手当を基本とし、簡素で分かりやすいものとする。

給与水準は、採用年次にとらわれず適切な人材が配置されることを前提に、民間企業の役員報酬に関する調査結果等を踏まえ、人材獲得競争の中で見劣りしないものとする。

あわせて、本府省と地方機関との間の円滑な人事異動にも資するよう地方機関の幹部ポストの職務・職責を踏まえた給与上の措置を講じるなど、新たな給与体系への安定的な移行に必要な方策を検討する。

イ 能力・実績に応じた人事運用の更なる徹底

本府省幹部職員等には、能力・実績に基づいて適任者を登用・抜て

¹ 措置の詳細は、別紙第2 参照

きするとともに、登用後の勤務実績を通じて、その能力を適切に見極めることが重要である。

このため、条件付任用期間における特別評価²により、本府省幹部職員等のポストに必要な能力が十分でないと判断された場合には、注意・指導や担当職務の見直し等（いわゆる改善措置）を行わなくても昇任前の役職段階に戻すことができるスキームについて検討を進めていく。あわせて、本府省幹部職員等としての能力について更に見極めが必要であると評価された場合には、条件付任用期間を延長して再評価を行うスキームについても、内閣人事局と連携して検討を進めていく。

ウ 勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度の導入

民間においては、役員等の経営層や管理監督者が果たすべき役割等を踏まえ、その働き方について、一般の労働者とは異なる制度設計がなされている。他方、公務においては、本府省幹部職員等から管理職ではない職員まで同一の勤務時間制度が適用されている。

本府省幹部職員等は、国の重要な政策に関する意思決定や複雑な調整等を行う立場にあり、必要な判断をより適時適切に行うことを可能とするためには、勤務時間にとらわれない働き方ができるスキームとすることが必要と考えられる。今後、こうした働き方にふさわしい勤怠管理の在り方や、当該スキームを適用する本府省幹部職員等の範囲

² 職員の採用及び昇任は、原則として6か月の期間、条件付のものとされており、この条件付任用期間を対象として行う人事評価が特別評価である。特別評価の評語区分は、現状では「可」及び「不可」の2段階とされており、昇任後6か月間の条件付昇任期間の評価が「不可」とされた場合、注意・指導や担当職務の見直し等の改善措置の実施といった手続・要件を満たしたときに降任させることが可能となっている。

など、具体的な措置について検討を進めていく。

(2) 本府省幹部職員等以外の職員を対象とする制度の見直し

公務全体で優秀な人材を確保し、定着させるためには、本府省幹部職員等に限らず、あらゆる世代の職員の人事管理や処遇について、年齢にかかわらず、能力・実績がより反映され、職務上の役割・貢献に応じたものとしていくことが求められる。その際には、人材の育成やモチベーションの維持・向上等にも配慮する必要がある。

こうした考え方に沿って、本院は、若年層の給与の大幅な引上げ、優秀な職員が早期に昇格した場合のメリット拡大、勤勉手当の上限の引上げ等に取り組んできた。今後も、これらの施策が効果を発揮するよう、各府省の人事管理の状況を把握し好事例の横展開等を通じて運用面の改善を支援するとともに、能力・実績がより処遇に反映されるよう民間の動向等も踏まえながら必要な制度の見直しを行っていく。

また、60歳を超える職員の給与水準は、当面の措置として、職務が変わらない場合でも60歳前の7割とされているが、法律上、令和13年3月までに給与水準が60歳前後で連続的なものとなるよう措置を講じることとされている。シニア職員の活躍を支える観点から、給与水準を含む人事管理に関連する制度について、一体的な検討を加速していく³。

2 働きやすさと成長が両立する公務

(1) 転勤に伴う経済的な負担の軽減等

国家公務員は離島、へき地を含む全国各地や海外でも職務を遂行する

³ 詳細は別紙第2参照

必要があり、人事管理上、転居を伴う転勤が必要となる場面がある。

しかしながら、近年、働き方や価値観の多様化により、転勤を敬遠する職員が増加している。このため、各府省においては、単に以前からの慣行として転勤を続けるのではなく、人材確保や円滑な組織運営の観点から、転勤を行う目的や必要性について改めて検討する必要がある。加えて、職員の意向や事情を把握した上で、キャリア形成の中での転勤の位置付け等について職員に丁寧に説明を行い、十分な理解を得ていくことも求められる。

本院は、転勤に対する給与上の先行する取組として、令和7年に、離島やへき地など著しく不便な地に所在する官署に勤務する職員に支給される特地勤務手当等について見直しを実施した。

しかし、転勤を行うことによる経済的な負担が、職員が転勤を敬遠する大きな理由となっていることを踏まえ、こうした負担を軽減する措置をより一層進めていくことが必要である。このため、本院は、次の措置を講じる。

ア 新たに講じる給与上の措置⁴

転勤に伴う負担は、転勤先の生活環境や単身赴任か否かといった転勤の形態にかかわらず一定程度生ずるものである。このため、転居を伴う転勤を円滑に行えるよう、広く職員の経済的な負担を軽減するための手当を新設する。あわせて、広域異動手当の引上げ等を行う。

(ア) 転居に関する手当の新設

⁴ 措置の詳細は、別紙第2及び別紙第3参照

現在、転居を伴う転勤を行った職員に対する経済的負担の軽減のための手当として、単身赴任手当⁵がある。しかしながら、転居による経済的負担は、単身赴任か否かといった転勤の形態にかかわらず一定程度生ずるものであり、全ての職員に対してその軽減を行う必要がある。

このため、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設する。新設する手当の額は、民間における帰宅費用の支給状況や公務における帰宅の実態等を踏まえたものとする。

(イ) 広域異動手当の支給割合の引上げ

近年、職員が転勤を敬遠する傾向が高まる中であっても、各府省においては、管区内や全国規模での適正な人員配置を引き続き行う必要がある。

このため、広域的な異動に対する給与上のインセンティブを更に向上させる観点から、広域異動手当の支給割合を引き上げる。

これらのほか、へき地等の生活が不便な場所に所在する官署への転居を伴う転勤を円滑化するため、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる官署を拡大する。

イ 宿舍の整備推進

⁵ 現行の単身赴任手当は、二重生活を行うことで増加する生計費の負担を軽減する基礎額（一律月額3万円）と、帰宅費用的性格の加算額（距離区分に応じた額）によって構成されている。

行政の円滑な運営を図る観点から、転勤を命ぜられた職員が安心して勤務を継続できるよう、職員やその家族の生活の拠点となる宿舍の整備や居住環境の改善が図られることが必要である。このため、令和8年に民間における社宅の状況を調査し、関係府省に働きかけを行う。

ウ 今後更に講じる措置

今般、転居に関する手当を新設し、主に帰宅費用の観点等から転勤に伴う経済的負担を軽減することとしている。一方、転勤に当たっては、これに限らず様々な経済的・精神的負担が生じ得るものであり、転勤に対して職員が前向きになれるよう、給与上のインセンティブ措置を講じていく必要がある。

民間企業においては、転勤に応じる社員に対して一時金の支給を行うなど、転勤に対するインセンティブとして様々な金銭的措置を講じている例もある。

公務においても、民間企業の例を踏まえ、転居を行う職員に対して効果的なインセンティブを更に講じていかなければ、円滑な人事配置や優秀な人材の確保・定着が困難となる。

このため、転勤に関する手当を再編・統合し、新たに転勤に関する総合的な手当を設け、給与上のインセンティブを向上させることを目指す。措置の内容については、職務・職責を重視した給与体系と一体で令和9年夏に報告することができるよう、検討を進める。

(2) 働きやすい環境の整備

ア 超過勤務の縮減 ― 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小

化に向けて

長時間の超過勤務は、職員の心身の健康を損ない、組織の活力を低下させる。働きやすさと成長が両立し、働く場として「選ばれる」公務を実現する上で、長時間の超過勤務の縮減は最重要課題の一つである。

特に月100時間や平均月80時間の上限を超える超過勤務⁶は、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされることから、本院は、月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に取り組んでいる。また、政府全体の方針⁷においても、各府省は、超過勤務の実態把握及び要因分析、超過勤務の縮減に向けた組織としての取組目標の設定、具体的な対策の実施等を通じて、こうした超過勤務の最小化に最優先で取り組むこととされたところである。

本院の調査では、他律部署（他律的な業務の比重が高い部署）において月100時間の上限を超えた職員及び平均月80時間の上限を超えた職員の割合はいずれも減少している⁸ものの、依然としてこうした長時間の超過勤務が行われている。本院は、次の取組を始めとして、内閣人事局及び各府省と連携し、引き続き不退転の決意の下、月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向けてあらゆる策を講じていく。

⁶ 国家公務員の超過勤務については、人事院規則により、超過勤務を命ずることができる上限を設定しているが、特例業務（大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務）に従事する職員に対しては、上限を超えて超過勤務を命ずることができる。

⁷ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和8年3月19日最終改正）等。

⁸ 令和6年度の他律部署における月100時間の上限を超えた職員の割合は6.7%（前年度7.7%）、平均月80時間の上限を超えた職員の割合は9.3%（前年度10.4%）であった。

(ア) 個々の職場の実情に応じた支援・指導の強化

超過勤務を縮減するためには、業務量や職場風土、マネジメント、業務プロセスの在り方等に対して、複合的かつ包括的にアプローチすることが必要である。

本院は、令和7年度から、長時間の超過勤務が行われている個々の職場の実情に応じ、実効的な縮減策を示す伴走支援を行っている。令和8年度からは、伴走支援の対象府省を拡大しており、業務効率化に関する好事例の横展開なども通じて、超過勤務縮減の取組を一層後押ししていく。

また、各府省を直接訪問して行う勤務時間の管理等に関する調査や、不適正な勤務時間管理に係る個別通報への対応を通じて、適正な勤務時間管理の徹底を図る。取組がなお不十分であると認められる場合などには、臨時調査を機動的に実施し、各府省における勤務時間管理上の具体的な課題の改善を指導していく。

(イ) 特例業務の範囲の厳格化に係る指導の徹底

本院は、令和8年2月に、特例業務の範囲を各府省がより厳格に判断し、定期的に見直すよう、その判断基準や求められる運用を明確化する通知改正を行った。

改正した通知の内容に即した特例業務の運用がなされ、上限を超える超過勤務が極めて限定的なものとなるよう、あらゆる機会を通じて、各府省に対する指導を徹底していく。

(ウ) 長時間の超過勤務の主な要因となる業務の改善

他律部署において超過勤務の上限を超えることとなった要因は、「国会对応業務」及び「予算・会計関係業務」が引き続き上位を占めている⁹。

本院は、行政部内の効率的な業務遂行や予算・会計関係業務のDXの推進等を各府省や関係部局に対して働きかける。また、人事・給与関係業務については、更なる制度の簡素化や関連システムの整備を始め、各府省の業務負担の軽減に一層取り組んでいく。さらに、各府省の実情等を関係部局に示し、各府省の業務遂行に必要な要員の確保を支援していく。行政部内を超えた取組が必要と判断されるものについては、国会を始めとする関係各方面の御協力をお願いしていく。

(I) 長時間の超過勤務を行う職員の健康保持に向けた取組

勤務間のインターバル確保は、健康の維持のために不可欠であり、また、超過勤務の縮減にも寄与するものである。このため、本院は、令和8年度から、新たに勤務間のインターバル確保の状況についても調査・指導を行い、各府省における確保に向けた取組を推進している。また、やむを得ず月100時間等の上限を超える超過勤務を行った職員の健康を保持するため、各府省における面接指導の実施状況を把握し、その実施を徹底させるための助言・指導を行うなど、

⁹ 令和6年度において上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員が従事した特例業務の上位2項目は、他律部署では「国会对応業務」（20.5%）、「予算・会計関係業務」（13.3%）、自律部署では「予算・会計関係業務」（16.1%）、「人事・給与関係業務」（11.1%）であった。

職員の健康保持に向けた取組を進めていく。

イ 各府省の健康管理体制の整備・充実支援

職員が健康で活躍できる職場環境の実現に当たっては、産業医学に詳しい医師や保健師等の専門職の確保や活用を進める必要がある。

このため、本院は、専門職の紹介等を行う事業者との相談機会の提供や、複数の官署に専門職を派遣する取組の試行を通じて得られた専門職の活用事例等の知見の共有などを行う。これにより、各府省における健康管理体制がより一層充実するよう支援していく。

また、本院が運営する「こころの健康相談室」や「女性の健康相談窓口」について、相談窓口を一本化するなど、職員にとっての利便性を向上させ、職員が心身の健康について相談しやすい環境を整備していく。

ウ ゼロ・ハラスメントの実現

ハラスメントは、職員の尊厳や人格を傷つけ、能率の発揮を妨げるとともに、職場環境を悪化させるものであり、あってはならないものである。

本院は、カスタマー・ハラスメントに対し、各府省が組織としてより一層毅然とした対応を取ることができるようになるため、令和8年4月、カスタマー・ハラスメントの防止等の措置に関する人事院規則を制定した。令和8年10月の施行に向けて、各府省においてカスタマー・ハラスメント対策が着実に実施されるよう、各府省の取組を支援していく。

また、従前よりセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止等に取り組んできたが、依然としてハラスメントの事案が見られることから、研修の強化等、より一層の対策を講じることにより、ゼロ・ハラスメントの実現を目指していく。

エ オフィス環境の整備

オフィスが業務の特性等に応じた適切な環境であることは、職員の健康を始め、公務の能率的な運営や職員のエンゲージメント向上のためにも重要である。このため、本院は、職員の健康保持及び安全確保等の観点から、様々な機会を捉えて、職員にとってより一層働きやすいオフィス環境を整備するよう各府省に働きかけていく。

(3) 個人の事情に配慮した柔軟な働き方の推進等

ア 無給休暇の新設

育児や介護に限らず、様々な事情を抱える職員が継続して活躍できるようにするためには、適切な行政サービスの提供を維持することを前提としつつ、個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進していく必要がある。

このため、全ての職員を対象に、公務の運営に支障がない場合において、休暇の取得事由を問わず、給与上の取扱いを無給とし、年間7日の休暇日数を付与する「無給休暇」を新設する。

無給休暇の取得は、日単位だけでなく時間単位でもできることとする。無給休暇は、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない事情を有する職員へのセーフティネットとなる。また、時間単位で無給休暇

を取得することにより、フルタイム勤務の継続が一時的に困難となった職員が、一定の期間内で短時間勤務を行うことが可能となる。

イ 代休日の指定等の見直し

休日や週休日¹⁰に特に勤務することを命じた場合、現状では、代休日の指定は1日単位で行うものとされ、週休日の振替等も1日又は4時間単位で行うものとされている。このため、休日等の勤務が1日や4時間に満たない場合は、代休日の指定及び週休日の振替等の対象とならない¹¹。

長時間労働の是正が喫緊の課題となっている中、職員の総実勤務時間を減少させることが重要である。このため、各職場の事情に応じて休日や週休日に勤務を命じる必要がある場合、職員が、その勤務した時間と同じ時間だけ休むことができるよう、代休日の指定及び週休日の振替等を1日又は4時間単位に限らず行うことを可能とする見直しを行う。

あわせて、代休日の指定と週休日の振替等は、勤務時間制度上の位置付けは異なるものの、いずれも職員の健康福祉の増進を図ることを目的としている点は共通していることから、異なる取扱いとなっている仕組みを可能な限り同様のものとする見直しを行う。

ウ フレックスタイム制の更なる見直し

¹⁰ 休日とは、国民の祝日等及び年末年始の休日を、週休日とは、日曜日及び土曜日（交替制等勤務職員を除く。）をいう。

¹¹ 休日に特に勤務することを命じた場合、代休日を指定できないときは、休日給の支給で対応することとなる。また、週休日に特に勤務することを命じた場合、週休日の振替等を行うことができないときは、超過勤務手当等の支給で対応することとなる。

近年、テレワークの活用などによる柔軟な働き方が広がる中で、フレックスタイム制の更なる柔軟化を求める声がある。このため、1日の最短勤務時間を見直すとともに、各府省の判断でコアタイムを設定しないことも可能とする見直しを行う¹²。

また、各府省においてフレックスタイム制がより活用しやすくなるよう、運用面でも引き続き支援を行っていく。

エ 職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告

無給休暇の新設及び代休日の指定等の見直しは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）の改正が必要となる。このため、本院は、本日、国会及び内閣に対して、別紙第4のとおり、「職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告」を行うこととした。これらの見直しは、フレックスタイム制の更なる見直しも含め、令和9年4月1日から実施する。

(4) 公務災害に対するセーフティネットの整備

ア 遺族補償年金等の見直し

令和8年7月、民間労働法制において、労働者災害補償保険の遺族補償年金における支給要件等の見直しを含む労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第60号）が成立した。

同法の内容も踏まえ、国家公務員災害補償制度が、共働き世帯の増

¹² 現行のフレックスタイム制では、1日に割り振る勤務時間は、2時間以上4時間以下の範囲内で各省各庁の長があらかじめ定める時間（最短勤務時間）を下回ってはならないものとされている。また、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までの間において、1日につき2時間以上4時間以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める時間帯が、コアタイムとして設定されている。

加などの就労構造の変化を含め時代に即したセーフティネットとなるよう、必要な措置を講じる。

具体的には、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられている遺族補償年金の受給資格要件¹³を撤廃する。加えて、遺族が1人の場合の遺族補償年金の年金額を見直し、一律で平均給与額の175日分とする¹⁴。

また、補償の実施に当たり、その原因である疾病が、性質上、補償を支給すべき事由に該当するか容易に判断することができないもの¹⁵である場合については、職員等のこれらに係る補償を受ける権利の消滅時効の期間について2年から5年に延長する見直しなどを行う。

イ 国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出

遺族補償年金等の見直しは、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）の改正が必要となる。このため、本院は、本日、国会及び内閣に対して、別紙第5のとおり、「国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出」を行うこととした。この見直しは、令和9年4月1日から実施する。

(5) 多様な成長機会を用意する「成長できる職場」の整備

行政課題の複雑化・高度化や専門的知見の重要性の高まりに伴い、職

¹³ 職員と死別した配偶者が夫である場合、職員である妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態にある者に限り、遺族補償年金を受給することが可能となっている。

¹⁴ 現行は、原則として平均給与額の153日分（55歳以上又は一定の障害の状態にある妻のみ175日分）とされている。

¹⁵ 対象となる疾病は、民間労働法制も踏まえて検討していくが、疾病の特性等から、脳・心臓疾患、精神疾患等を想定している。

員一人一人が時代に応じた知識・技能を身に付ける必要性が高まっている。また、キャリア形成への関心や人的資本経営の観点の重要性もより一層高まっている。このような状況を踏まえ、職員が主体的に学び続けることを支える環境を整備するため、次のとおり取組を進める。

ア キャリア形成支援及び「スキル一覧」を活用した人材育成

本院は、キャリア形成支援のための取組として、職員に向けた研修の拡充や職員をサポートする人事担当者等に向けた体系的なガイドの提供、関連資格の取得支援といった施策を実施してきた。令和8年度においては、キャリア相談の機会を増やすとともに、その対象も拡大するなど、引き続きキャリア形成支援の取組を積極的に拡充していく。

また、本院は、令和8年6月、職員の主体的な学びや人事担当者等による職員の育成の指標とできるよう、国家公務員に求められるスキルを整理した「スキル一覧」¹⁶を作成し、各府省に提供した。今後、「スキル一覧」を活用し、職員のキャリアステージに応じて必要な研修が提供されるよう研修体系の見直しを進めていく。また、職員が希望する学びをいつでも受講できる環境づくりを進めていく。さらに、各府省独自のスキルマップ作成を支援するなど、「スキル一覧」が各府省においても幅広く活用されるよう、内閣人事局とも連携しながら、取組を進めていく。

¹⁶ 「スキル一覧」は、職員アンケートや人事担当者、有識者へのヒアリング等を通じて、国家公務員に求められるスキルを整理し、言語化したものである。その性質に応じて、実務の遂行に資する「業務スキル」、対人関係やマネジメントに資する「対人スキル」、課題解決や将来構想に資する「概念化スキル」として「スキルセット」を整理するとともに、これらのスキルの獲得・発揮の前提となる姿勢（公共性、使命感、イノベーション創出等）を「マインドセット」として整理している。

加えて、「スキル一覧」に掲げられた各スキルは、国家公務員として勤務する中で身に付けることができるスキルを示すものであることから、自らのスキルアップやキャリア形成に関心の高い学生等へ発信するなど、人材確保にも活用していく。

イ 官民人事交流の拡充及びグローバル人材の育成

変化の激しい時代に行政が適切に対応する上で、官民人事交流や国際的な経験など、異なる価値観に触れる機会を多く提供していくことも重要である。特に、国家公務員が一定期間民間企業等で勤務する交流派遣は、職員の成長を促し、自ら望むキャリアを形成していく上でも非常に有効な機会である。

本院は、内閣人事局及び内閣府官民人材交流センターと連携し、各府省と民間企業等との人材交流のきっかけ作りとなる場の提供を行うなど、官民人事交流の拡充に向けて官民双方に積極的に働きかけていく。その際、「スキル一覧」を活用し、民間企業の社員が国家公務員として働くことで獲得できるスキル、国家公務員が民間企業で発揮できるスキルを民間企業に分かりやすく伝えるなど、官民人事交流の意義についてより効果的な情報発信を行っていく。

また、我が国の国際的なプレゼンスを高めるためには、より一層、公務においてもグローバル人材を育成していくことが重要である。国際機関でも活躍できるようなグローバル人材の長期的な育成も見据え、関係機関と連携して、行政官長期在外研究員制度や管理職員を対象とした海外大学院のリーダー養成プログラムへの派遣制度、国際機関派遣制度等の活用を進めていく。

ウ 自己啓発等休業の事由の拡大

自己啓発等休業制度の活用を促進していくことは、職員の主体的な学びや多様な経験の機会を確保するために重要である。

このため、本院は、令和８年７月から、自己啓発等休業の対象となる国際貢献活動の範囲を拡大した。更なる学びや経験の機会の確保に向け、各府省及び職員のニーズを踏まえつつ、自己啓発等休業の事由拡大について検討を進める。

(6) 公平審査制度や苦情相談の充実

個々の職員の勤務条件等に関する不服・苦情等への対応方策を充実させることは、多様な人材がその能力を最大限発揮できる勤務環境を整えるために重要である。このため、本院は、令和８年３月から、行政法、労働法及び民事訴訟法の各分野の学識経験者から成る公平審査充実研究会（以下「研究会」という。）を開催し、公平審査や苦情相談の充実に向けた研究を進めている。

研究会では、事案審理手続の在り方のみならず、公平審査制度を利用する前段階での人事運用上の取組や、柔軟な紛争解決の方法も含め、幅広く御議論いただくとともに、これらの議論を踏まえ、令和８年度中を目途に報告書を取りまとめる予定である。

研究会の報告書を踏まえ、公平審査制度や苦情相談の充実のため、必要な制度見直し等の検討を進めていく。

(7) デジタル・AI技術の進展を踏まえた人事管理の促進

国家公務員の人事管理については、事務手続の電子化や府省共通の仕組みの構築等を通じた業務効率化を図るとともに、職員の働き方や希望するキャリアに配慮した戦略的人事管理の基盤として、人事管理のシステム化を行うことが重要である。

このため、本院は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和8年7月21日閣議決定）等を踏まえ、内閣人事局及びデジタル庁と連携し、人事管理支援共通プラットフォームの構築を進めている。

このうち、勤務時間管理共通システムについては、令和8年度に基本機能を整備し、令和9年度から段階的に導入する。本システムの導入により、勤務時間や休暇の手続を全てシステム上で完結させ、定型業務を最小化する。また、システムにより取得したデータに基づく「勤務時間の見える化」を可能とし、適正なマネジメントを促進する。

このほか、職員の基本情報を蓄積・管理する職員情報管理共通システムについて、令和8年度に各府省との要件調整を行い、設計に着手する。研修管理その他の人的資源管理についても、調査研究を通じてシステムの在り方を検討する。

さらに、生成AIがめざましく進展する中で、公務においてもその変化に対応する必要がある。本院としても、関係機関と連携して、AI時代の公務員像の在り方を踏まえた人材育成方法を始めとする関連施策について検討を進める。

3 誰もが挑戦できる開かれた公務（採用プロセスのアップデート）

国家公務員の志望者が大きく減少する傾向にあった中、近年、本院は、国家公務員採用試験について、実施時期の前倒し、新たな試験区分の創設、

受験資格年齢の見直し、合格有効期間の延長等の改革を順次進めてきた。その結果、直近の総合職試験及び一般職試験における申込者数は増加に転じたところであり、明るい兆しが見えつつある。

一方で、今後とも激しい人材獲得競争が続くことが見込まれる。このため、誰もが挑戦できる開かれた公務の実現を目指し、採用に関する制度全体で採り得る施策を総動員し、総合的なパッケージとして「採用プロセスのアップデート」を実現していく。

(1) 採用試験等の見直し

ア 総合職試験へのCBTの実装

CBT (Computer Based Testing) 方式では、受験者が一定の範囲で受験会場及び受験日を選択できることから、海外の大学等で学ぶ者も含め、受験者の利便性向上・受験機会拡大が期待される。

このため、本院は、令和7年の公務員人事管理に関する報告において、CBT方式を令和9年度の経験者採用試験の基礎能力試験に導入することを表明した。令和8年度に実施した試行試験の結果等も踏まえて検討を進め、令和8年度中に実施方法を公表する。

さらに、令和9年度の経験者採用試験における実施状況を検証した上で、令和10年秋に実施する総合職試験教養区分の基礎能力試験、令和11年春に実施する総合職試験の全区分の基礎能力試験への導入を目指し、検討を進める。これに併せて、専門試験など基礎能力試験以外の試験種目についても、受験者がより受験しやすく、必要十分な専門知識・能力を的確に把握できるものとなるよう見直しを行う。

イ 受験者の経済的負担の軽減等

採用プロセスにおいては、CBT方式の導入による試験の負担軽減に加え、受験者の経済的負担の軽減等も重要である。

令和８年度の官庁訪問においては、地方在住者の負担軽減のため、関係府省の協力の下、官庁訪問者向けにより安価な宿泊施設の案内を行った。加えて、公務の円滑な遂行を図る観点から、採用予定者に対して内定式等に出席するために必要な交通費等を一定の条件の下で支給できることを全府省に周知した。受験者の経済的負担の更なる軽減については、引き続き、関係府省と連携して取組を進めていく。

ウ 技術系人材の確保

近年、技術系職種の人材確保では、特に一般職試験の申込者数の減少が続いており、合格者数が採用予定者数を下回っている区分があるなど危機的な状況にある。

本院が内閣人事局と連携して設置した各府省の技術系採用担当者の検討会の議論を踏まえ、令和８年度は、官庁訪問に先立ち、合格者向けの広報活動に関係府省共同で取り組んだ。

技術系職種について特定の資格を有する者を試験によらず係員級に選考採用することができる範囲の拡大に向けて、上記検討会での議論も踏まえつつ検討を進め、令和８年度中に必要な制度改正を行う。

(2) 専門人材等の採用の推進

- ア 公務経験者を含めた専門人材等の円滑な採用を可能とする制度整備
公務を一度離職し、民間企業等における勤務を経て、再び公務を志

望する者（いわゆる「アルムナイ人材」）は、民間等での経験や新たな視点を有しつつ、業務内容や公務組織への理解も備えているため、専門性を有する即戦力であるとともに、組織を安定的に支える存在として非常に重要な人材である。

本院は、令和８年４月から、専門的なスキルを有する民間人材のほか、アルムナイ人材を柔軟に採用することを可能とする制度整備を行った。こうした制度が円滑に運用されるよう、各府省への支援を行うとともに、内閣人事局と連携し、民間企業等で働く専門人材等への広報活動を積極的に展開していく。

イ 人材プールの整備・活用

各府省が必要な専門人材等をタイムリーに確保するためには、採用候補となる人材情報が可視化され、採用プロセスにおいて円滑に活用できる状態にあることが不可欠である。

このため、アルムナイ人材を含む専門人材等の情報を集約し、各府省に共有する「人材プール」を令和８年度中に整備する。人材プールに登録されている採用候補者に対し、各府省から公募情報等をタイムリーに発信する仕組みを構築することにより、各府省と採用候補者の効率的なマッチングを実現していく。

４ 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

（１）「選ばれる」公務職場の実現へ～公務のブランディング～

国家公務員の人材確保のためには、競合する企業等と差別化できる公務職場の魅力を公務内外に戦略的に発信していくことも重要である。

公務ブランディング府省横断チーム（以下「府省横断チーム」という。）は、令和8年3月、ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」を策定し、公務の魅力をより詳しく伝えるサブメッセージとして「6つの種」¹⁷を取りまとめた。本院は、メッセージに込められた想いを盛り込んだコンセプトブックを全府省に配布したほか、令和8年度の新規採用職員向け研修や人材確保イベント等で活用するなど、ブランドメッセージの公務内外への浸透を図っている。

今後は、ブランドメッセージを魅力発信の柱に据え、府省横断チームの枠組みも活用しながら各府省との連携を強化していく。具体的には、国家公務員一人一人の仕事の内容や魅力に関する情報を集約・発信するプラットフォームを構築するなど、公務の魅力の発信を戦略的に推進していく。その際、高校生から大学2年生までを中心とした就職に対するイメージが形成されていない若年層や、就職先として公務をイメージしにくい技術系の人材層などに対して重点的に発信を行う。

また、行政官長期在外研究員制度等による留学や海外大学院のリーダー養成プログラムへの派遣を挑戦と成長のプロセスとして位置付け、留学生等の体験談の発信等を通じて、公務の魅力の一つとしてPRしていく。

加えて、事務・技術の幅広い分野にわたって、全国の公務職場で実務の中心を担うとともに、本府省において政策の企画立案等の業務にも従事するといった一般職試験採用者の仕事の魅力を的確に伝える方策について、府省横断チームにおける議論も踏まえ、検討を進めていく。

¹⁷ サブメッセージである「6つの種」は、①守るべき日常を守り、新しい日常も創る、②主語は「日本」対象は「国民」日本まるごと、自分ごと、③人を想い、社会のあたりまえをアップデートする使命、④キャリアの可能性は、この国いっぱい広がっている、⑤国家公務員、すべてが仲間「きれいごと」を本気で形にできる場所、⑥社会に感じる「？」のため、私たちの挑戦がある、である。

(2) 国家公務員行動規範の更なる浸透

本院は、令和7年度に、「全体の奉仕者」として国家公務員に共通して求められる行動を分かりやすく言語化した国家公務員行動規範¹⁸（以下「行動規範」という。）を策定した。

行動規範は、国家公務員が高い使命感と意欲を持ちながら挑戦を続けるために共有されるべき重要な価値観であり、より一層、職員へ浸透させていく必要がある。

このため、行動規範の啓発活動とブランドメッセージを公務内に浸透させるためのインナーブランディングを、有機的に連携させていく。具体的には、行動規範を公務の中で根付かせ、自らが行っている仕事は非常に価値があることを改めて職員に認識してもらうことで、職員一人一人のやりがいを高め、公務内からも公務の魅力を向上させていく。

さらに、新規採用職員を対象とした研修で行動規範を取り上げるとともに、行動規範の認知度等についてアンケート調査を実施する。そして、その結果を踏まえて認知度の低い層へ積極的な働きかけを行うなど、より効果的な啓発活動を行っていく。

Ⅱ 改革の実現に向けて

国家公務員の様々な挑戦を支える人事制度の実現に向けて、本院は、本報告で示した具体的な施策を迅速に実装していく。

職員のエンゲージメントを向上させ、公務を目指す優秀な人材に「選ばれ

¹⁸ ①「国民を第一」に考えた行動、②「中立・公正」な立場での職務遂行、③「専門性と根拠」に基づいた客観的判断、の三つを柱とし、国家公務員としての判断や行動の基盤となる考え方を整理したもの。

る」職場となるためには、公務の魅力を一層向上させ、発信していくことが重要である。このため、本院は、引き続き様々な施策の工程表を作成・公開し、改革の方向性やその進捗を示すことで、透明性を持って改革を進め、公務の魅力の向上・発信につなげていく。

改革による制度の見直しに当たっては、ユーザーである各府省や職員の声を踏まえつつ、制度の簡明・簡素化にも取り組んでおり、令和8年度も不断に継続していく。

また、これらの改革を実施し、その効果を定着させていくには、内閣人事局との連携が欠かせない。本院は、人事院と内閣人事局それぞれの役割を踏まえつつ、一層の協力・連携を行いながら、「『これから』の公務」を実現するため、リーダーシップを発揮して力強く取り組んでいく。

Ⅲ 勧告等実施の要請

国家公務員は、その地位の特殊性及び職務の公共性を踏まえ、憲法で保障された労働基本権が制約されており、人事院の勧告制度は、その代償措置として、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

このため、本院は、これまで述べてきた公務員人事管理全般の報告に加えて、別紙第2及び別紙第3のとおり職員の給与について報告及び勧告を行う。また、別紙第4のとおり職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告を行い、別紙第5のとおり国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出を行う。

全国各地の国家公務員は、行政サービスを安定的に提供し、国民の安全・安心を確保するため、日々職務に精励している。国家公務員に適正な処遇を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与する。

国会及び内閣におかれては、このような人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、また、公務組織を支える志高く優秀な人材の確保が必要であることを踏まえ、別紙第3及び別紙第4の勧告並びに別紙第5の意見の申出のとおり実施されるよう要請する。

別紙第2

職員の給与に関する報告

国家公務員法第28条は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢に適応するように随時変更することができるとしており、本院には、その変更に関して勧告することを怠ってはならないとするとともに、毎年少なくとも1回、俸給表が適当であるかどうかについて国会及び内閣に報告を行う責務を課している。

国家公務員は、その地位の特殊性及び職務の公共性を踏まえ、憲法で保障された労働基本権が制約されており、本院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。給与勧告においては、従前より、給与水準の改定のみならず、俸給制度及び諸手当制度の見直しも行っている。

本院が給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、職務に精励している国家公務員の士気の向上、公務における人材の確保や労使関係の安定にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要がある。給与勧告では、その時々を経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間企業従業員の給与水準と常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本としている。

令和8年の勧告においても、民間給与との比較を適切に行い、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保していく。あわせて、

人材の確保・定着に資する実力本位の給与制度の構築に向けて、措置の骨格を示すこととする。

第1 公務と民間の給与の状況と本年の給与改定

1 本年の給与改定を取り巻く諸情勢

消費者物価指数（総務省）は、令和7年前半はおおむね対前年同月比3%台後半で推移していたが、令和7年後半から鈍化し、令和8年1月以降は1%台半ばで推移している。こうした中で、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）を見ると、名目賃金は引き続き増加傾向にあり、実質賃金も令和8年1月に対前年同月比でプラスに転じ、以降はおおむね1～2%台で推移している。

このような情勢の下、各種調査結果からは、令和8年の春季賃金改定では、業種や個別企業の業績によって状況は様々であるが、中小企業を含め、令和7年並みの賃上げを行う事例が多く見られた。

また、一時金について見ると、令和7年の冬及び令和8年の夏ともに、令和6年の冬及び令和7年の夏よりも総じて支給額は増加している。

なお、かつて国の現業であった独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の職員の給与改定は、令和8年4月から基準内賃金を1人当たり3.50%相当額の前年額をもって引き上げる内容の中央労働委員会の調停案を労使双方が受諾して決着した。

2 本年の国家公務員給与と民間給与の実態

(1) 国家公務員給与の状況

本院は、「令和8年国家公務員給与等実態調査」を実施し、一般職の

職員の給与に関する法律（給与法）が適用される常勤職員の給与の支給状況等について全数調査を行った。

民間給与との比較を行っている行政職俸給表(一)適用職員の平均給与月額¹は、別表第1に示すとおり428,451円（139,564人、平均年齢41.7歳）となっており、令和7年4月と比較して13,971円増加している。これは、令和7年の勧告において俸給表の引上げ改定や本府省業務調整手当の拡充を行ったこと等によるものである。

なお、税務署職員、刑務官等の行政職俸給表(一)適用職員以外の職員を含めると、平均給与月額は439,356円（248,729人、平均年齢41.7歳）となっている。

(2) 民間給与の状況

① 職種別民間給与実態調査

本院は、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所約50,400（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した約10,100の事業所を対象に、「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる事務・技術関係22職種の約42万人及び研究員、医師等54職種の約5万人を対象とし、令和8年4月分として個々の従業員に実際に支払われた

¹ 平均給与月額とは、俸給、地域手当、俸給の特別調整額（管理職手当）、扶養手当、住居手当等（所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。）の全ての給与の平均月額をいう。

定年が段階的に引き上げられることに伴い、給与法附則第8項により俸給月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢は、同項により俸給月額が決定される職員を除いて算出している。

給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における令和7年冬と令和8年夏の特別給の状況等を把握するため、令和7年8月から令和8年7月までの直近1年間の支給実績も調査している。

令和8年の調査事業所数は別表第2に示すとおりとなっている。また、調査完了率は、民間事業所の理解を得て、82.5%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

② 調査の実施結果

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で61.9%、高校卒で36.5%となっている。そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で74.7%、高校卒で78.4%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で24.9%、高校卒で21.3%である。

また、一般の従業員（係員）に対し、ベースアップを実施した事業所の割合は66.2%、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は91.1%である。

多くの事業所で初任給の引上げやベースアップが実施されており、業績や人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きが見られる。

3 本年の国家公務員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、令和８年４月分の給与を比較し、民間給与との較差を算出したところ、別表第３に示すとおり、国家公務員給与が民間給与を１人当たり平均15,056円（3.51％）下回っていた。

（２）特別給

特別給は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行っている。

令和８年の「職種別民間給与実態調査」の結果、令和７年８月から令和８年７月までの１年間に於いて、民間事業所で支払われた特別給は、別表第４に示すとおり、年間で所定内給与月額に相当する4.72月分に相当しており、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数（4.65月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.07月分下回っていた。

４ 本年の給与の改定

（１）改定の基本方針

① 月例給

令和８年４月時点で、国家公務員の月例給が民間給与を15,056円（3.51％）下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

この改定は、令和８年４月時点の比較に基づいて国家公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）に適用される基準俸給月額、近年、行政職俸給表(一)の対応する級の高位号俸の改定額を基本に改定を行ってきた。しかしながら、再任用職員のうちフルタイム勤務職員の月例給について、「職種別民間給与実態調査」における民間のフルタイム勤務再雇用者の月例給と比較すると、別表第5のとおり、課長補佐級、係長級、主任級以下のいずれの役職段階においても公務が民間を下回る状況にある。

このような状況を踏まえ、行政職俸給表(一)が適用される再任用職員の8割以上を占める係長級職員の月例給について、民間におけるフルタイム勤務再雇用者の係長級の水準に見合ったものとなるよう、近年の考え方に基づく改定率を上回る改定を行う。また、他の役職段階についても係長級の改定率を踏まえた改定を行う。これらの改定は、再任用職員以外の職員の月例給の改定と同様に、令和8年4月に遡及して実施する必要がある。

② 特別給

国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.07月分下回っていた。このため、令和7年8月から令和8年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図り、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数を0.05月分引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

(2) 改定すべき事項

① 俸給表

ア 行政職俸給表(一)

平均3.3%の引上げ改定を行う。

初任給は、民間の動向や公務における人材確保の重要性等を踏まえ、一般職試験、総合職試験ともに9,500円引き上げる。これにより、一般職試験（高卒者）は209,800円（+4.7%）、一般職試験（大卒程度）は241,500円（+4.1%）、総合職試験（大卒程度）は251,500円（+3.9%）となる。

また、各組織の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、令和7年を上回る改定を行う。

これらの結果、平均改定率は、1級4.0%、2級3.6%、3級3.4%、4級3.1%、5級～10級は3.0%となる。

さらに、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、改定の基本方針に沿って所要の引上げ改定を行う。

イ 行政職俸給表(一)以外の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に所要の引上げ改定を行う。指定職俸給表は、行政職俸給表(一)の引上げを踏まえ、行政職俸給表(一)10級の平均改定率（3.0%）と同程度の引上げ改定を行う。

② 諸手当

転勤を行う職員に対する経済的負担の軽減等のため後記第2のとお

り措置するほか、以下の措置を講じる。

ア 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、国の医療施設に勤務する医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行う。

イ 地域手当

令和6年、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」（給与制度のアップデート）の一環として見直しに関する勧告等を行い、支給割合の見直しは段階的に実施することとした。令和9年度の級地別支給割合は別表第6に示すとおりとする。

ウ 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行う。

エ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 支給月数の改定

令和7年8月から令和8年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、期末手当及び勤勉手当の平均支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とする。支給月数の引き上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、令和8年度は、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和9年度以降は、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める。

また、指定職俸給表適用職員、定年前再任用短時間勤務職員及

び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当も、同様に支給月数を引き上げる。

(イ) 特定任期付職員の勤勉手当の見直し

勤勉手当は、人事評価の結果に応じて成績率を決定し、それに基づく額を支給する手当であり、その支給は、各府省に所属する職員の区分ごとに、職員数に基づき算定される法定の支給総額の範囲内で行う必要がある²。多くの府省において、特定任期付職員は少数であることから、特定任期付職員の区分の支給総額の範囲内では、特に高い業績を挙げた特定任期付職員であっても、高い成績率を適用することが困難な状況にある。

複雑・困難化する行政課題への対応に当たり、高度の専門性を有する人材を特定任期付職員として確保する重要性が高まっている。そこで、これらの人材の給与水準を確保するため、特定任期付職員の勤勉手当については、人事院の承認を得た場合には、現行の支給総額を超えて支給することができることとする。

オ 非常勤職員の給与

(ア) 給与に関する指針の見直し

本院は、非常勤職員について、常勤職員の給与との権衡を考慮した給与が支給されるよう、各府省に対して非常勤職員の給与に

² 勤勉手当の支給総額は、所属する職員に支給する勤勉手当基礎額等に平均支給月数を乗じたものを支給対象職員分合計して算出する。成績区分「良好」の成績率はこの平均支給月数より下に設定されており、上位の成績区分に決定された職員の勤勉手当の成績率（最大で平均支給月数の3倍に決定可能）は、成績区分「良好」以下に決定された職員の成績率と平均支給月数の差等によって生じる原資の範囲内で決定することとなる。

関する指針を発出するなどの取組を行ってきた。

民間では、厚生労働省において、同一労働同一賃金ガイドライン³の改正が行われ、本年10月から適用される。

同ガイドラインは、国家公務員に適用されるものではないが、民間の動向を踏まえ、本院としても、本年7月に同指針の改正を行い、任期が相当長期にわたる非常勤職員について、扶養手当及び住居手当に相当する給与の支給に努めることを明記したところである。引き続き、同指針に沿った適正な給与の支給が行われるよう、各府省を指導していく。

(イ) 委員、顧問、参与等の手当

指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額に関する所要の改定を行う。

第2 転勤に伴う経済的な負担の軽減等

転勤に対する金銭面での負担感が転勤の敬遠につながっており、公務上必要な転勤を行う職員に対する経済的負担等に対する給与上の措置を講じること、異動の円滑化を図る必要がある。そこで、以下のとおり措置することとし、1及び3は令和9年4月から実施し、2は令和8年4月に遡及して実施する。

1 転居に関する手当の新設

現在、転居を伴う転勤を行った職員に対する経済的負担の軽減のため

³ 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（平成30年厚生労働省告示第430号）

の手当として、単身赴任手当⁴がある。しかしながら、転居による経済的負担は、単身赴任か否かといった転勤の形態にかかわらず一定程度生ずるものであり、全ての職員に対してその軽減を行う必要がある。

このため、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、支給額の改善及び距離区分の追加を行った上で、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設する。新設する手当の額は、民間における帰宅費用の支給状況や公務における帰宅の実態等を踏まえたものとする。

なお、単身赴任手当の基礎額（一律月額3万円）の対象は変更せず存置する。

(1) 支給対象職員

官署を異にする異動を行った職員のうち、異動前の住居から60km以上離れた官署に異動したことに伴って転居し、異動前後の住居の間の距離が60km以上の職員等に支給する。

また、支給対象職員との権衡上必要と認められる者についても支給する。

(2) 支給額及び支給期間

支給額（月額）は、主として、帰宅費用に関する交通運賃の情勢、民間の支給状況、職員の帰宅状況等を勘案するとともに、転居により生じる費用⁵の一部も踏まえた額として設定する。具体的には、原則として、職員の区分及び職員の異動前後の住居（単身赴任者にあつて

⁴ 現行の単身赴任手当は、二重生活を行うことで増加する生計費の負担を軽減する基礎額（一律月額3万円）と、帰宅費用的性格の加算額（距離区分に応じた額）によって構成されている。

⁵ 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づき支給される転居費（赴任に伴う転居に要する費用）に相当する費用を除く。

は、職員の住居と配偶者の住居）の間の距離の区分に応じて、月額を別表第7に示すとおり設定し、異動から3年間支給する（ただし、単身赴任者でやむを得ない場合には3年間を超えて延長可能とする。）。

なお、本手当の支給期間中において、更に異動等に伴い転居した職員については、本手当の支給額に関し所要の調整を行う。

(3) その他の措置

施行日前に単身赴任手当の加算額の支給を受けている職員に対する所要の経過措置を講じる。

このほか、上記以外で令和6年4月2日から令和9年3月31日までの間に異動前の住居から60km以上離れた官署に異動したことに伴って転居し、職員の異動前後の住居の間の距離が60km以上の職員等に対しても本手当を支給することなど、所要の経過措置を講じる。

2 広域異動手当の支給割合の引上げ

近年、職員が転勤を敬遠する傾向が高まる中であっても、各府省においては、管区内や全国規模での適正な人員配置を引き続き行う必要がある。このため、広域的な異動に対する給与上のインセンティブを更に向上させる観点から、広域的な異動を行う職員に重点を置いた給与の改定を行うこととし、広域異動手当の支給割合を、60 km以上 300 km未満の場合は8%（現行：5%）、300 km以上の場合は16%（現行：10%）にそれぞれ引き上げる。

この引上げは、令和8年3月31日時点で広域異動手当を受給していた職員を含め、同年4月1日以降、手当の受給対象となる全ての職員を対象とする。

3 特地勤務手当に準ずる手当

近年、転勤を敬遠する傾向や、転勤に応じるとしても都市部等の希望に合う地域を望む傾向が高まる中で、へき地等の生活が不便な場所に所在する官署の人員確保はますます困難となってきている。

そこで、このような官署への転居を伴う転勤を円滑化するため、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる官署を拡大する。具体的には、現在、本土に所在し人口が集中している地区から離れた場所に所在する官署であっても、公共施設等が近隣に所在する官署については同手当の支給対象としていないが、こうした官署に勤務するために転居した職員については、当該官署周辺の生活環境の状況にかかわらず、同手当の支給対象となるよう指定基準を見直す。

また、転勤に関する手当を再編・統合し、転勤をした全ての職員を対象とする総合的な手当を設け、給与上のインセンティブを向上させることを目指し、更に検討を進める。

第3 新たな給与体系（措置の骨格）⁶

（1）基本的考え方

⁶ 本項目では、別紙第1「実力本位で活躍できる公務」で示した事項のうち、職務・職責をより重視した給与体系に関する措置の骨格について、具体的に報告する。

本府省の事務次官級から課長級までの職員（以下「本府省幹部職員等」という。）について、他の職員に先行して、職務内容の困難さ・責任の重さ（以下「職務・職責」という。）をより一層重視した給与体系の実現を目指す。

本府省幹部職員等は、高度な政策の企画立案や調整等を行い各府省の政策決定等において中核的な役割を担っており、その能力を遺憾なく発揮し、期待された成果を挙げることが特に強く求められている。多くの職員の給与は、職務・職責を基本としつつ能力伸長や経験等も踏まえて決定されるが、本府省幹部職員等の給与は、その求められる役割に照らせば、能力伸長等の要素を排し、より厳格に職務・職責に基づいたものとすべきである。

現状でも、指定職俸給表は、他の俸給表とは異なり各ポストの職務・職責に応じて一つの号俸が設定されている。また、本府省の課長級のポストも、令和7年度からの給与制度のアップデートにより職務・職責重視の俸給体系へ移行⁷している。しかしながら、優秀な人材にとっての魅力を高めていくためには、これまで以上に役割・活躍に応じ給与が上昇し、職務・職責に見合った給与体系としていく必要がある。同時に、その給与体系は、業務の効率化等の視点も踏まえ、簡素で分かりやすいものであることが求められる。

また、本府省幹部職員等の年間給与水準については、人材獲得競争で競合する民間企業において同等の職務・職責を担っている者を下回る状況にあり、職務内容がより困難で責任が重い役職ほど、その差は大きくなると

⁷ 行政職俸給表(一)8～10 級相当について、各級の初号の額を引き上げつつ上下の隣接する職務の級間での俸給月額の高差を解消し、昇格時により大きく給与が上昇する仕組みとするとともに、号俸を大きくくり化し簡素な号俸構成とした。

の指摘もある。また、本院が実施したアンケートでは、総合職試験等からの新規採用者の約9割が、将来、本府省の課長級以上まで昇進したいと回答している⁸。本府省幹部職員等のポストは、若年層を含め他の職員の目標にもなるものであり、その給与水準は、国家公務員全体の処遇の印象にも強く結びつくことにも留意しなければならない。

これらを踏まえて、適切な人事評価に基づき、適任者が任用されることを前提として、本府省幹部職員等に対して職務・職責に見合った処遇を確保していく必要がある。

(2) 骨格

基本的な考え方を踏まえ、本府省幹部職員等について、以下の骨格に沿って給与制度の見直しを進める。

① 対象

高度な政策の企画立案や調整等を行い各府省の政策決定等において中核的な役割を担っている本府省幹部職員等とする。

② 給与の構成

簡素で分かりやすい構成とするため、俸給のほか、業績等手当（ボーナスに相当）、通勤手当、転勤に関する総合的な手当を基本とする。

（俸給）

級・号俸から成る俸給表ではなく、年功的な要素を排し、現行の

⁸ 「令和8年度 総合職試験等からの新規採用職員に対するアンケート」（人事院）によれば、「将来どこまで昇進したいと思いますか」について、「事務次官級」が25.6%、「本府省の局長級」が25.0%、「本府省の局次長・審議官級」が15.7%、「本府省の課長級」が23.2%、「本府省の課長補佐級」が10.5%となっている。

指定職俸給表を参考とした俸給表を新設する。同一役職段階の中でも、各ポストの職務・職責には違いがあることを考慮し、役職段階ごとに複数の俸給月額を設定した上で、各ポストの俸給月額をその職務・職責を踏まえて決定する。

（業績等手当）

人事評価の結果に基づき成績が優秀の場合に支給する業績相当分と、年度途中の一時的なポストの職務・職責の高まりに応じて支給する職責相当分とする。

（通勤手当）

実費弁償的な性格を有する手当であるため、現行制度と同様の取り扱いとする。

（転勤に関する総合的な手当⁹）

転勤を行う職員の給与上のインセンティブとなるものであり、他の職員と同様、円滑な人事配置や優秀な人材の確保・定着のため支給する。

③ 年間給与水準

人材獲得競争の観点から参照すべき民間企業の規模や対応する役職段階等を設定し、本院が行う民間企業の役員報酬に関する調査結果等を用いて、対象となるポストの年間給与水準を決定する。

あわせて、新たな給与体系への円滑な移行のため、各府省における人事管理の実態等を踏まえつつ、以下の措置についても検討していく。

⁹ 転勤に関する手当の再編・統合による新設を検討している手当（別紙第1参照）。

- ・ 恒常的なポストの職務・職責の変化に対応するため、各ポストの俸給月額を変更する場合のプロセス
- ・ 年度単位のポストの職務・職責の変化を迅速に給与に反映させるため、暫定的に給与を調整する仕組み
- ・ 本府省から管区機関への人事異動など、円滑な人事異動にも資するよう本府省以外の幹部ポストの職務・職責を踏まえた給与上の措置

(3) 今後の予定

措置の骨格に沿って更に制度設計を進め、関係者の意見を丁寧に聴きながら、令和9年夏に具体的な内容を報告すべく、検討を加速していく。

第4 60歳前後の給与水準（給与カーブ）に係る調査・検討

60歳を超えた職員については、当分の間の措置として給与水準が60歳前の7割に設定されている。これは、制度導入時、多くの民間企業では給与水準が下がる再雇用制度により対応している状況にあったことなどを踏まえたものであり、法律上、60歳前後で連続的な給与水準となるよう、令和13年3月31日までに所要の措置を順次講じることとされている。

近年、定年が60歳を超える事業所及び定年制がない事業所の割合は増加傾向にあり、シニア職員の役割やスキルを評価して処遇に反映させる事例も見られる。こうした状況を踏まえれば、公務においても、組織パフォーマンス向上の観点から、60歳を超える職員を含め、年齢にかかわらず職務上の役割や能力・実績をより反映した処遇を目指していく必要がある。

また、60歳前後の給与水準（給与カーブ）については、シニア職員の人事管理に関連する制度と一体で検討を行っていくことが必要である。

本院は、民間企業における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況の実態を把握し、公務における定年の段階的な引上げ期間の人事管理の在り方の変化を注視するとともに、関係部局とも連携して60歳前後の給与水準等の検討を加速していく。

別表第1 行政職俸給表(一)適用職員の平均給与月額等

(国家公務員給与等実態調査)

項目 \ 区分	令和8年4月	令和7年4月
適用人員	139,564人 (143,424人)	139,580人 (141,704人)
平均年齢	41.7歳 (42.2歳)	41.9歳 (42.2歳)
平均給与月額	428,451円 (426,034円)	414,480円 (413,201円)

(注) ()内は、給与法附則第8項により俸給月額が決定される職員を含めた数値である。

別表第2 職種別民間給与実態調査における調査事業所数

(令和8年職種別民間給与実態調査)

計	企業規模			
	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満
8,144所	1,673所	1,211所	1,257所	4,003所

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が205所、調査不能の事業所が1,728所あった。

2 調査対象事業所10,077所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所205所を除いた9,872所に占める調査完了事業所8,144所の割合(調査完了率)は、82.5%である。

別表第3 国家公務員給与と民間給与との較差

民間給与 ①	国家公務員給与 ②	較 差 ①－② (円) $\left(\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{②}} \times 100\right) (\%)$
443,507円	428,451円	15,056円 (3.51%)

(注) 民間、国家公務員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第4 民間における特別給の支給状況

区分 項目		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	円 418,699	円 322,244
	上半期 (A 2)	430,694	332,157
特別給の支給額	下半期 (B 1)	円 926,485	円 642,308
	上半期 (B 2)	1,082,479	660,590
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B 1}{A 1}\right)$	月分 2.21	月分 1.99
	上半期 $\left(\frac{B 2}{A 2}\right)$	2.51	1.99
年 間 の 平 均		4.72月分	

(注) 1 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 国家公務員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.65月である。

別表第5 公務における再任用職員及び民間における再雇用者の役職段階別平均給与月額

(単位：万円)

役 職 段 階	公 務	民 間
課 長 補 佐 級	39.1	42.8
係 長 級	30.8	33.4
主 任 級 以 下	26.0	28.8

- (注) 1 「公務」は、令和8年国家公務員給与等実態調査による。平均給与月額は、再任用職員のうち行政職俸給表(一)が適用されるフルタイム勤務職員のものである(令和8年3月時点)。「課長補佐級」は5・6級、「係長級」は3・4級、「主任級以下」は1・2級が適用される職員である。
- 2 「民間」は、職種別民間給与実態調査における60歳から64歳までのフルタイム勤務再雇用者の平均給与月額(令和6年から令和8年までの各年4月時点の3年平均)である。「課長補佐級」は同調査における「課長代理級」である。

別表第6 令和9年度の地域手当の級地別支給割合

見直し後の級地 (支給割合)	見直し前の級地 (支給割合)	改定幅	令和9年度の 地域手当の 支給割合(%)	(参考) 令和8年度
1 級 地 (20%)	1 級 地 (20%)	0	20	20
2 級 地 (16%)	2 級 地 (16%)	0	16	16
	3 級 地 (15%)	+ 1	16	16
	4 級 地 (12%)	+ 4	16	16
	5 級 地 (10%)	+ 6	16	15
	6 級 地 (6%)	+10	16	14
	非支給地 (0%)	+16	16	10
3 級 地 (12%)	2 級 地 (16%)	- 4	13	14
	3 級 地 (15%)	- 3	12	13
	4 級 地 (12%)	0	12	12
	5 級 地 (10%)	+ 2	12	12
	6 級 地 (6%)	+ 6	12	11
	非支給地 (0%)	+12	12	8
4 級 地 (8%)	4 級 地 (12%)	- 4	9	10
	5 級 地 (10%)	- 2	8	8
	6 級 地 (6%)	+ 2	8	8
	7 級 地 (3%)	+ 5	8	8
	非支給地 (0%)	+ 8	8	7
5 級 地 (4%)	6 級 地 (6%)	- 2	4	4
	7 級 地 (3%)	+ 1	4	4
	非支給地 (0%)	+ 4	4	4
非支給地 (0%)	7 級 地 (3%)	- 3	0	1

(注) 「改定幅」は見直し後の地域手当の支給割合と見直し前の地域手当の支給割合との差を示す。

別表第7 転居に関する手当の支給額（月額）（令和9年4月施行）

		職員の区分及び距離区分別の支給額							
距離区分		60km以上 100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	
職員の 区分	単身赴任手当の 基礎額が支給さ れる者	11,000円	18,000円	30,000円	41,000円	52,000円	61,000円	70,000円	
	上記以外の者	6,000円	9,000円	13,000円	18,000円	22,000円	26,000円	29,000円	
距離区分		1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上				
職員の 区分	単身赴任手当の 基礎額が支給さ れる者	78,000円	87,000円	96,000円	105,000円				
	上記以外の者	33,000円	36,000円	40,000円	43,000円				

別紙第3

職員の給与の改定に関する勧告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を改正することを勧告する。

1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する第一種初任給調整手当の支給月額を418,600円とすること。

(イ) 医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占めるものに対する第一種初任給調整手当の支給月額を52,600円とすること。

イ 広域異動手当について

広域異動手当の支給割合を、次に掲げる異動等に係る官署間の距離の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

(ア) 300キロメートル以上 100分の16

(イ) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の8

ウ 単身赴任手当について

力の改定に伴い、単身赴任手当の加算額を廃止すること。

エ 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,000円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は24,000円、人事院規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は8,000円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,500円、36,000円、12,000円）とし、常直勤務に係る支給月額の限度を25,000円とすること。

オ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 令和8年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

期末手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5375月分）とすること。

b 特定管理職員

期末手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を0.7月分とし、勤勉手当の支給割合を1.1月分とすること。

(イ) 令和9年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0875月分とすること。

カ 転居に関する手当について

(ア) 新たに転居に関する手当を設け、職員が官署を異にする異動等に伴って住居を移転した場合において、当該異動等前の職員の住居と当該異動等後の職員の住居との間の距離（単身赴任手当を支給される職員にあっては、当該異動等後の職員の住居と配偶者の住居との間の距離）が人事院規則で定める距離以上であり、異動等前の職員の住居から異動等後の官署に通勤することが困難であることなどの人事院規則

で定める要件を満たすときは、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から３年間（単身赴任手当を支給される職員にあっては、人事院規則で定める期間）、当該職員に対し支給すること。

(イ) 転居に関する手当の月額、次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額とすること。

a b 以外の職員 43,000円を超えない範囲内で異動等前の職員の住居と当該異動等後の職員の住居との間の距離の区分に応じて人事院規則で定める額

b 単身赴任手当を支給される職員 105,000円を超えない範囲内で職員の住居と配偶者の住居との間の距離の区分に応じて人事院規則で定める額

(ウ) 転居に関する手当を支給されている職員が異動等に伴う住居の移転をした場合等には、当該手当の支給は、当該異動等をした日の属する月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）で終わるものとする。この場合において、引き続き手当を支給することが適当である場合には、人事院規則で定めるところにより手当を支給するものとする。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、転居に関する手当の支給に関し、所要の措置を講ずること。

キ 委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員の手当について

一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員に対する手当について、通常の場合における勤務1日についての支給額の限度を36,800円とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和8年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 令和8年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

ウ 勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に3を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事院規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事院の承認を受けた額とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウ、オの(イ)及びカ、2の(2)のイ並びに3の(2)のイ及びウについては、令和9年4月1日から実施すること。

(2) 第二種初任給調整手当に関する特例措置

令和8年4月1日からこの勧告を実施するための法律の公布の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までの間における第二種初任給調整手当の月額算定は、1の(1)による改定前の俸給表に基づいて行うものとする。

(3) 単身赴任手当の加算額の支給に関する経過措置

1の(2)のウの改定に伴い、単身赴任手当の加算額の支給に関し所要の措置を講ずること。

(4) 転居に関する手当の支給に関する経過措置

1の(2)のカの改定に伴い、転居に関する手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

(5) その他所要の措置

(2)から(4)までに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講

ずること。

別記第 1

行政職俸給表
イ 行政職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700	584,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400	591,700
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500	597,600
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700	602,400
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100	606,400
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300	609,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200	611,700
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700	613,600
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700	
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300			
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800			
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300			
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800			
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100			
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400			
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600			
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800			
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100			
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400			
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600			
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800			
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600			
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400			
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200			
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800			
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400			
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000			
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600			
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300			
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100			
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500			
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200			
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700			
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100			
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500			
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900			
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300			
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600			
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900			
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500			
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800			
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100			
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400			
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700			
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800				
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100				
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400				
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600				
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900				
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100				
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400				
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600				
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900				
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200				
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500				
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700				
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000				
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300				
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500				
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700				
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000				
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300				
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500				
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700				
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000				
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300				
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500				
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700				
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000				
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300				
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500				
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700				
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400					
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700					
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900					
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100					
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400					
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700					
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900					
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100					
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400					
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700					
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900					
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100					
	86	275,500	315,300	366,500							
	87	275,800	315,600	366,900							
	88	276,100	315,900	367,300							

	89	276,400	316,200	367,500							
	90	276,700	316,500	367,900							
	91	277,000	316,800	368,300							
	92	277,300	317,100	368,700							
	93	277,600	317,300	368,900							
	94		317,500	369,200							
	95		317,800	369,600							
	96		318,200	369,900							
	97		318,400	370,200							
	98		318,700	370,600							
	99		319,000	371,000							
	100		319,400	371,400							
	101		319,600	371,900							
	102		319,900	372,300							
	103		320,200	372,700							
	104		320,500	373,100							
	105		320,700	373,600							
	106		321,000	374,000							
	107		321,300	374,300							
	108		321,600	374,600							
	109		321,800	375,000							
	110		322,100								
	111		322,500								
	112		322,800								
	113		323,000								
	114		323,200								
	115		323,500								
	116		323,900								
	117		324,100								
	118		324,300								
	119		324,600								
	120		324,900								
	121		325,200								
	122		325,400								
	123		325,700								
	124		326,000								
	125		326,300								
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600	586,200

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	207,900	249,800	270,300	301,900	330,200
	2	209,600	250,600	271,200	302,600	331,500
	3	211,300	251,400	272,100	303,300	332,800
	4	213,000	252,100	273,000	303,800	334,000
	5	214,700	252,800	274,000	304,400	335,000
	6	216,400	253,500	274,900	305,000	336,200
	7	218,000	254,300	275,900	305,600	337,400
	8	219,600	255,000	276,800	306,100	338,600
	9	221,200	255,800	277,700	306,600	339,700
	10	222,700	256,500	278,500	307,200	340,700
	11	224,200	257,200	279,200	307,800	341,800
	12	225,600	257,800	279,600	308,300	342,900
	13	227,000	258,500	280,200	308,800	343,900
	14	228,500	258,900	280,600	309,300	344,900
	15	230,000	259,400	281,000	309,700	345,900
	16	231,500	259,800	281,400	310,000	347,000
	17	232,900	260,300	281,800	310,400	348,000
	18	234,300	260,700	282,300	310,800	349,100
	19	235,700	261,200	282,800	311,200	350,200
	20	237,000	261,600	283,400	311,500	351,100
	21	238,400	261,900	284,100	311,900	352,100
	22	239,400	262,200	284,700	312,300	353,100
	23	240,500	262,500	285,300	312,700	354,000
	24	241,500	262,800	286,100	313,000	354,900
	25	242,500	263,300	286,900	313,300	355,900
	26	243,300	263,800	287,600	313,700	356,800
	27	244,200	264,200	288,100	314,000	357,800
	28	245,000	264,700	288,800	314,400	358,800
	29	245,900	265,200	289,600	314,700	359,800
	30	246,700	265,700	290,300	315,200	360,800
	31	247,500	266,100	291,000	315,600	361,800
	32	248,200	266,500	291,600	316,100	362,700
	33	249,000	266,800	292,300	316,600	363,600
	34	249,500	267,300	293,000	317,000	364,500
	35	250,000	267,800	293,700	317,400	365,300
	36	250,500	268,200	294,300	317,900	366,200
	37	251,100	268,600	294,900	318,400	367,100
	38	251,600	269,100	295,600	318,900	368,100
	39	252,000	269,500	296,200	319,400	369,100
	40	252,500	269,900	296,700	319,900	370,000

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	252,900	270,300	297,200	320,400	370,900
	42	253,200	270,700	297,700	320,900	371,800
	43	253,500	271,200	298,100	321,500	372,700
	44	253,800	271,500	298,500	322,000	373,500
	45	254,200	271,800	299,000	322,400	374,300
	46	254,500	272,200	299,600	322,900	375,100
	47	254,900	272,600	300,100	323,500	375,900
	48	255,300	272,900	300,400	324,100	376,600
	49	255,600	273,300	300,800	324,700	377,300
	50	255,900	273,700	301,200	325,400	378,100
	51	256,200	274,000	301,700	326,100	378,900
	52	256,500	274,300	302,200	326,800	379,500
	53	256,700	274,700	302,600	327,400	380,200
	54	257,000	275,000	303,000	328,100	380,800
	55	257,300	275,300	303,500	328,700	381,500
	56	257,600	275,700	304,000	329,300	382,200
	57	257,800	276,000	304,400	329,900	382,800
	58	258,100	276,300	305,000	330,600	383,300
	59	258,400	276,600	305,500	331,300	383,800
	60	258,600	276,900	306,100	331,900	384,300
	61	258,800	277,200	306,700	332,400	384,700
	62	259,100	277,500	307,200	332,900	
	63	259,400	277,800	307,700	333,500	
	64	259,600	278,100	308,200	334,100	
	65	259,800	278,300	308,600	334,700	
	66	260,100	278,600	309,100	335,100	
	67	260,400	278,900	309,500	335,500	
	68	260,600	279,100	309,900	336,000	
	69	260,800	279,300	310,200	336,300	
	70	261,100	279,600	310,500	336,800	
	71	261,400	279,900	310,900	337,300	
	72	261,600	280,100	311,300	337,700	
	73	261,800	280,300	311,600	337,900	
	74	262,100	280,600	311,900	338,200	
	75	262,400	280,900	312,300	338,400	
	76	262,600	281,100	312,700	338,700	
	77	262,800	281,300	313,100	339,000	
	78	263,100	281,600	313,500	339,300	
	79	263,400	281,900	313,900	339,600	
	80	263,600	282,100	314,300	339,800	
	81	263,800	282,300	314,600	340,000	
	82	264,100	282,600	315,100	340,300	
	83	264,300	282,900	315,500	340,600	
	84	264,600	283,100	316,000	340,800	
	85	264,800	283,300	316,300	341,000	
	86	265,000	283,500	316,800	341,200	
	87	265,300	283,800	317,300	341,500	
	88	265,600	284,100	317,600	341,800	

89	265,800	284,300	318,000	342,000
90	266,100	284,500	318,500	342,300
91	266,400	284,800	319,000	342,600
92	266,600	285,000	319,500	342,800
93	266,800	285,300	319,800	343,000
94	267,100	285,600	320,200	343,300
95	267,400	285,900	320,600	343,600
96	267,600	286,100	321,100	343,800
97	267,800	286,300	321,500	344,000
98	268,100	286,600	321,900	
99	268,400	286,800	322,200	
100	268,600	287,100	322,500	
101	268,800	287,300	322,800	
102	269,100	287,500	323,200	
103	269,400	287,800	323,500	
104	269,600	288,100	323,900	
105	269,800	288,300	324,200	
106		288,500	324,600	
107		288,800	325,000	
108		289,000	325,200	
109		289,300	325,400	
110		289,600	325,700	
111		289,900	326,000	
112		290,100	326,200	
113		290,300	326,400	
114		290,600	326,700	
115		290,800	327,000	
116		291,000	327,200	
117		291,300	327,400	
118		291,600	327,700	
119		291,900	328,000	
120		292,100	328,200	
121		292,300	328,400	
122		292,500	328,700	
123		292,800	329,000	
124		293,100	329,200	
125		293,300	329,400	
126		293,500	329,700	
127		293,800	330,000	
128		294,100	330,200	
129		294,300	330,400	
130		294,500		
131		294,800		
132		295,100		
133		295,300		
134		295,500		
135		295,800		
136		296,100		

	137		296,300			
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円
		225,300	237,100	256,900	279,700	314,900

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

専 門 行 政 職 俸 給 表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	230,400	292,800	341,900	379,700	434,300	486,700	541,700	584,700
	2	232,100	294,400	343,700	381,400	436,200	492,000	548,400	591,700
	3	233,800	296,000	345,500	383,000	438,100	496,900	553,500	597,600
	4	235,400	297,500	347,300	384,600	439,900	501,500	557,700	602,400
	5	237,000	299,000	349,200	386,200	441,800	505,500	561,100	606,400
	6	238,500	300,200	350,700	387,800	443,600	508,900	564,300	609,300
	7	239,900	301,500	352,200	389,400	445,400	511,800	567,200	611,700
	8	241,300	302,700	353,700	391,000	447,200	514,300	569,700	613,600
	9	242,400	304,000	355,300	392,500	448,800	516,300	571,700	
	10	243,900	305,500	356,800	394,100	450,300			
	11	245,300	307,100	358,300	395,700	451,800			
	12	246,700	308,600	359,800	397,200	453,300			
	13	248,000	310,100	361,400	398,800	454,800			
	14	249,300	311,600	362,900	400,700	456,100			
	15	250,600	313,300	364,400	402,600	457,400			
	16	251,800	314,800	365,900	404,500	458,600			
	17	253,000	316,500	367,400	406,300	459,800			
	18	254,300	318,200	368,900	408,200	461,100			
	19	255,600	319,800	370,400	410,000	462,400			
	20	256,900	321,400	372,000	411,700	463,600			
	21	258,400	322,900	373,500	412,900	464,800			
	22	259,800	324,500	375,100	414,500	465,600			
	23	261,200	326,000	376,600	416,000	466,400			
	24	262,600	327,500	378,100	417,500	467,200			
	25	263,900	329,000	379,300	419,000	467,800			
	26	265,200	330,300	380,700	419,900	468,400			
	27	266,600	331,500	382,200	420,900	469,000			
	28	267,800	332,700	383,700	421,800	469,600			
	29	269,100	333,900	385,100	422,800	470,300			
	30	270,300	335,000	386,600	424,000	471,100			
	31	271,400	336,200	388,100	425,100	471,500			
	32	272,500	337,300	389,600	426,200	472,200			
	33	273,500	338,400	390,900	427,100	472,700			
	34	274,600	339,500	392,300	427,800	473,100			
	35	275,700	340,600	393,600	428,400	473,500			
	36	276,800	341,700	395,000	429,100	473,900			
	37	277,800	342,700	395,900	429,600	474,300			
	38	278,700	343,800	397,000	430,100	474,600			
	39	279,600	344,900	397,900	430,600	474,900			
	40	280,400	345,900	398,900	431,000	475,200			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	281,200	347,000	399,400	431,400	475,500			
	42	282,100	348,000	399,700	431,600	475,800			
	43	282,800	349,000	400,100	431,900	476,100			
	44	283,700	350,000	400,500	432,200	476,400			
	45	284,500	351,000	400,900	432,500	476,700			
	46	285,400	351,900	401,400	432,800				
	47	286,200	352,600	402,000	433,100				
	48	287,000	353,300	402,500	433,400				
	49	287,800	353,900	403,000	433,600				
	50	288,600	354,500	403,600	433,900				
	51	289,400	355,200	404,200	434,100				
	52	290,000	355,800	404,700	434,400				
	53	290,700	356,300	405,100	434,600				
	54	291,500	356,900	405,600	434,900				
	55	292,200	357,500	406,100	435,200				
	56	292,800	358,100	406,700	435,500				
	57	293,500	358,700	407,200	435,700				
	58	294,300	359,200	407,800	436,000				
	59	294,900	359,700	408,100	436,300				
	60	295,600	360,200	408,600	436,500				
	61	296,200	360,600	409,100	436,700				
	62	297,000	360,800	409,500	437,000				
	63	297,700	361,100	410,000	437,300				
	64	298,200	361,600	410,500	437,500				
	65	298,800	361,900	411,000	437,700				
	66	299,500	362,300	411,500					
	67	300,200	362,700	411,900					
	68	300,800	363,100	412,200					
	69	301,400	363,500	412,500					
	70	302,100	364,000	412,800					
	71	302,800	364,500	413,100					
	72	303,400	364,900	413,300					
	73	303,900	365,100	413,500					
	74	304,500	365,500	413,800					
	75	305,100	365,900	414,100					
	76	305,800	366,300	414,300					
	77	306,400	366,600	414,500					
	78	306,800		414,800					
	79	307,300		415,100					
	80	307,800		415,300					
	81	308,300		415,500					
	82	308,800							
	83	309,300							
	84	309,700							
	85	310,100							
	86	310,700							
	87	311,100							
	88	311,500							

	89	311,900							
	90	312,300							
	91	312,600							
	92	313,000							
	93	313,400							
定年前再任用短時間勤務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	276,500	324,400	359,800	405,400	442,400	499,600	586,200

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

税 務 職 俸 給 表

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	226,900	288,700	322,900	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900	541,700	584,700
	2	229,600	290,400	323,900	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900	548,400	591,700
	3	232,200	292,000	324,800	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800	553,500	597,600
	4	234,700	293,500	325,700	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000	557,700	602,400
	5	237,200	295,100	326,600	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000	561,100	606,400
	6	239,700	296,500	327,500	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400	564,300	609,300
	7	242,200	297,800	328,300	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300	567,200	611,700
	8	244,600	299,000	329,100	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800	569,700	613,600
	9	247,100	300,200	330,100	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000	571,700	
	10	249,400	301,400	331,100	369,400	393,500	424,800	460,100			
	11	251,700	302,600	332,100	371,100	395,100	426,400	461,600			
	12	254,000	303,700	333,000	372,700	396,700	428,000	463,100			
	13	256,300	304,800	334,000	374,100	398,300	429,500	464,400			
	14	258,600	305,700	335,200	375,700	399,900	431,500	466,100			
	15	260,900	306,500	336,600	377,300	401,500	433,500	467,700			
	16	263,100	307,300	337,900	378,800	403,100	435,500	469,300			
	17	265,400	308,100	339,100	380,400	404,600	437,000	470,700			
	18	267,700	308,900	340,400	382,000	406,200	438,700	472,400			
	19	269,900	309,600	341,600	383,600	407,800	440,300	474,100			
	20	272,100	310,300	342,800	385,100	409,400	442,000	475,700			
	21	274,400	310,900	344,000	386,600	410,900	443,600	477,100			
	22	276,200	311,500	345,200	388,200	412,500	445,100	477,800			
	23	277,500	312,100	346,400	389,800	414,200	446,600	478,500			
	24	278,800	312,600	347,500	391,400	415,900	448,000	479,200			
	25	280,100	313,200	348,700	392,800	417,600	449,200	479,600			
	26	281,200	313,700	349,800	394,500	419,600	450,700	480,100			
	27	282,300	314,100	350,900	396,200	421,400	452,200	480,700			
	28	283,100	314,500	352,100	397,700	423,300	453,600	481,300			
	29	284,000	315,000	353,300	399,300	425,000	455,100	481,900			
	30	284,900	315,500	354,400	400,900	426,400	456,400	482,600			
	31	285,800	315,900	355,500	402,500	427,600	457,600	483,100			
	32	286,600	316,200	356,700	404,100	428,900	458,800	483,600			
	33	287,400	316,600	357,900	405,800	429,900	459,800	484,100			
	34	287,800	317,000	359,000	407,800	431,000	460,500	484,400			
	35	288,100	317,400	360,200	409,800	432,000	461,200	484,700			
	36	288,400	317,700	361,300	411,800	433,000	461,900	485,100			
	37	288,700	318,100	362,400	413,500	434,100	462,400	485,400			
	38	289,000	318,600	363,300	415,200	435,200	462,800	485,600			
	39	289,300	319,000	364,100	416,700	436,300	463,200	485,900			
	40	289,600	319,400	365,000	418,200	437,400	463,500	486,100			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	289,900	319,700	365,800	419,400	438,600	463,800	486,400			
	42	290,300	320,100	366,600	420,400	439,400	464,100	486,600			
	43	290,600	320,500	367,400	421,400	440,200	464,400	486,800			
	44	290,900	320,900	368,200	422,400	440,800	464,700	487,000			
	45	291,100	321,200	368,800	423,400	441,300	464,900	487,400			
	46	291,400	321,600	369,500	424,500	442,000	465,200				
	47	291,700	321,900	370,200	425,600	442,700	465,500				
	48	292,000	322,100	371,000	426,700	443,300	465,700				
	49	292,200	322,300	371,700	428,000	444,000	466,000				
	50	292,500	322,600	372,300	428,800	444,400	466,300				
	51	292,800	322,900	373,100	429,600	445,000	466,600				
	52	293,000	323,100	373,900	430,200	445,600	466,900				
	53	293,200	323,300	374,600	430,700	446,000	467,100				
	54	293,500	323,600	375,500	431,400	446,400	467,400				
	55	293,800	323,900	376,500	432,000	446,900	467,600				
	56	294,000	324,100	377,500	432,700	447,400	467,900				
	57	294,200	324,300	378,100	433,000	447,900	468,100				
	58	294,500	324,600	378,900	433,700	448,400	468,400				
	59	294,800	324,900	379,600	434,400	448,800	468,700				
	60	295,000	325,100	380,200	434,900	449,200	468,900				
	61	295,200	325,300	380,600	435,300	449,600	469,100				
	62	295,500	325,600	381,100	435,700	449,900	469,400				
	63	295,800	325,900	381,600	436,200	450,200	469,700				
	64	296,000	326,100	382,100	436,700	450,500	470,000				
	65	296,200	326,300	382,600	437,200	450,700	470,200				
	66	296,500		383,200	437,600	451,000	470,500				
	67	296,800		383,900	438,100	451,300	470,800				
	68	297,000		384,500	438,600	451,500	471,100				
	69	297,200		385,000	439,100	451,700	471,300				
	70	297,500		385,500	439,600	452,000	471,600				
	71	297,800		386,100	440,200	452,300	471,900				
	72	298,000		386,700	440,700	452,500	472,200				
	73	298,200		387,200	441,100	452,700	472,400				
	74			387,700	441,700	453,000					
	75			387,900	442,100	453,300					
	76			388,300	442,300	453,500					
	77			388,500	442,600	453,700					
	78			389,000	443,100	454,000					
	79			389,500	443,400	454,300					
	80			390,000	443,700	454,500					
	81			390,200	444,000	454,700					
	82				444,400	455,000					
	83				444,800	455,300					
	84				445,200	455,500					
	85				445,500	455,700					

定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		238,100	266,500	320,100	349,300	365,000	390,700	429,400	464,800	511,600	586,200

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

公安職俸給表
イ 公安職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900	541,700	584,700
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900	548,400	591,700
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800	553,500	597,600
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000	557,700	602,400
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000	561,100	606,400
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400	564,300	609,300
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300	567,200	611,700
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800	569,700	613,600
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000	571,700	
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100			
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600			
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100			
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400			
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100			
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700			
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300			
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700			
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400			
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100			
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700			
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100			
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800			
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500			
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200			
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600			
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100			
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700			
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300			
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900			
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600			
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100			
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600			
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100			
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400			
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700			
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100			
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400			
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600			
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900			
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400			
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600			
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800			
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000			
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400			
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200				
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500				
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700				
	49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000				
	50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300				
	51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600				
	52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900				
	53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100				
	54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400				
	55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600				
	56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900				
	57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100				
	58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400				
	59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700				
	60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900				
	61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100				
	62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400				
	63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700				
	64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000				
	65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200				
	66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500				
	67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800				
	68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100				
	69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300				
	70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600				
	71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900				
	72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200				
	73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400				
	74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000					
	75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300					
	76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500					
	77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700					
	78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000					
	79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300					
	80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500					
	81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700					
	82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000					
	83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300					
	84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500					
	85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700					
	86	323,400	342,400	367,600	411,100							
	87	324,100	343,400	369,100	411,700							
	88	324,800	344,400	370,500	412,300							

89	325,500	345,300	371,800	412,600															
90	326,100	346,600	373,000	413,100															
91	326,800	347,800	374,200	413,600															
92	327,500	349,000	375,500	414,100															
93	328,000	350,200	376,800	414,500															
94	328,700	351,500	378,300	414,900															
95	329,600	352,700	379,800	415,400															
96	330,400	353,900	381,200	415,900															
97	331,100	355,100	382,500	416,300															
98	331,900	356,400	383,700	416,800															
99	332,700	357,600	384,800	417,300															
100	333,500	358,800	386,000	417,700															
101	334,400	360,200	387,100	418,000															
102	335,400	361,100	388,200	418,400															
103	336,400	362,100	389,300	418,800															
104	337,300	363,200	390,400	419,100															
105	338,100	364,300	391,600	419,400															
106	338,700	365,400	392,100	419,900															
107	339,300	366,400	392,700	420,400															
108	339,900	367,400	393,300	420,900															
109	340,400	368,600	393,900	421,200															
110	340,900	369,600	394,400	421,700															
111	341,300	370,600	394,800	422,200															
112	341,800	371,500	395,300	422,700															
113	342,600	372,400	395,700	423,000															
114	343,200	373,300	396,100	423,500															
115	343,900	374,200	396,600	424,000															
116	344,500	375,200	397,100	424,500															
117	345,100	376,200	397,500	424,900															
118	345,800	376,600	398,000	425,400															
119	346,500	377,200	398,600	425,800															
120	347,200	377,800	399,100	426,300															
121	347,800	378,100	399,300	426,700															
122	348,100	378,500	399,800																
123	348,600	378,900	400,300																
124	349,100	379,300	400,700																
125	349,400	379,700	401,200																
126		380,100	401,700																
127		380,500	402,200																
128		380,900	402,700																
129		381,300	403,000																
130		381,700	403,500																
131		382,100	404,000																
132		382,500	404,500																
133		382,700	404,800																
134		383,200	405,300																
135		383,500	405,700																
136		383,800	406,100																

	137		384,100	406,400									
	138		384,500	406,800									
	139		385,000	407,300									
	140		385,500	407,800									
	141		385,800	408,100									
	142		386,300										
	143		386,800										
	144		387,300										
	145		387,600										
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		277,300	290,300	295,200	330,500	349,300	365,000	390,700	429,400	464,800	511,600	586,200	

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	226,900	288,700	322,900	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900	541,700	584,700
	2	229,400	290,400	323,900	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900	548,400	591,700
	3	232,000	292,000	324,800	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800	553,500	597,600
	4	234,400	293,500	325,700	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000	557,700	602,400
	5	236,800	295,100	326,600	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000	561,100	606,400
	6	239,300	296,500	327,500	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400	564,300	609,300
	7	241,600	297,800	328,300	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300	567,200	611,700
	8	243,900	299,000	329,100	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800	569,700	613,600
	9	246,400	300,200	330,100	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000	571,700	
	10	248,800	301,400	331,100	369,400	393,500	424,800	460,100			
	11	251,300	302,600	332,100	371,100	395,100	426,400	461,600			
	12	253,600	303,700	333,000	372,700	396,700	428,000	463,100			
	13	255,900	304,800	334,000	374,100	398,300	429,500	464,400			
	14	258,200	305,700	335,200	375,700	399,900	431,500	466,100			
	15	260,500	306,500	336,600	377,300	401,500	433,500	467,700			
	16	262,800	307,300	337,900	378,800	403,100	435,500	469,300			
	17	265,100	308,100	339,100	380,400	404,600	437,000	470,700			
	18	267,400	308,900	340,400	382,000	406,200	438,700	472,400			
	19	269,700	309,600	341,600	383,600	407,800	440,300	474,100			
	20	272,000	310,300	342,800	385,100	409,400	442,000	475,700			
	21	274,400	310,900	344,000	386,600	410,900	443,600	477,100			
	22	276,200	311,500	345,200	388,200	412,500	445,100	477,800			
	23	277,500	312,100	346,400	389,800	414,200	446,600	478,500			
	24	278,800	312,600	347,500	391,400	415,900	448,000	479,200			
	25	280,100	313,200	348,700	392,800	417,600	449,200	479,600			
	26	281,200	313,900	349,800	394,500	419,600	450,700	480,100			
	27	282,300	314,500	350,900	396,200	421,400	452,200	480,700			
	28	283,100	315,200	352,100	397,700	423,300	453,600	481,300			
	29	284,000	315,800	353,300	399,300	425,000	455,100	481,900			
	30	284,900	316,500	354,400	400,900	426,400	456,400	482,600			
	31	285,800	317,200	355,500	402,500	427,600	457,600	483,100			
	32	286,600	317,700	356,700	404,100	428,900	458,800	483,600			
	33	287,400	318,300	357,900	405,800	429,900	459,800	484,100			
	34	288,100	318,900	359,000	407,800	431,000	460,500	484,400			
	35	288,800	319,500	360,200	409,800	432,000	461,200	484,700			
	36	289,400	320,000	361,300	411,800	433,000	461,900	485,100			
	37	290,000	320,800	362,400	413,500	434,100	462,400	485,400			
	38	290,500	321,400	363,600	415,200	435,200	462,800	485,600			
	39	291,000	321,900	364,700	416,700	436,300	463,200	485,900			
	40	291,500	322,500	365,800	418,200	437,400	463,500	486,100			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	292,100	323,200	366,900	419,400	438,600	463,800	486,400			
	42	292,600	323,800	368,100	420,400	439,400	464,100	486,600			
	43	293,100	324,400	369,200	421,400	440,200	464,400	486,800			
	44	293,600	325,000	370,400	422,400	440,800	464,700	487,000			
	45	294,000	325,600	371,300	423,400	441,300	464,900	487,400			
	46	294,500	326,100	372,400	424,500	442,000	465,200				
	47	295,000	326,700	373,500	425,600	442,700	465,500				
	48	295,500	327,400	374,700	426,700	443,300	465,700				
	49	296,000	328,100	375,700	428,000	444,000	466,000				
	50	296,500	328,700	376,700	428,800	444,400	466,300				
	51	297,000	329,400	377,900	429,600	445,000	466,600				
	52	297,400	330,100	379,100	430,200	445,600	466,900				
	53	297,800	330,600	380,200	430,700	446,000	467,100				
	54	298,300	331,200	381,400	431,400	446,400	467,400				
	55	298,800	331,900	382,600	432,000	446,900	467,600				
	56	299,200	332,600	383,700	432,700	447,400	467,900				
	57	299,600	333,200	384,900	433,000	447,900	468,100				
	58	300,000	333,800	385,900	433,700	448,400	468,400				
	59	300,400	334,400	386,800	434,400	448,800	468,700				
	60	300,800	335,000	387,800	434,900	449,200	468,900				
	61	301,400	335,600	388,200	435,300	449,600	469,100				
	62	301,900	336,100	388,900	435,700	449,900	469,400				
	63	302,300	336,700	389,500	436,200	450,200	469,700				
	64	302,700	337,200	390,200	436,700	450,500	470,000				
	65	303,200	337,600	390,900	437,200	450,700	470,200				
	66	303,700	338,100	391,600	437,600	451,000	470,500				
	67	304,100	338,600	392,300	438,100	451,300	470,800				
	68	304,500	339,000	392,800	438,600	451,500	471,100				
	69	304,900	339,400	393,500	439,100	451,700	471,300				
	70	305,400	339,800	394,100	439,600	452,000	471,600				
	71	305,800	340,200	394,700	440,200	452,300	471,900				
	72	306,200	340,600	395,300	440,700	452,500	472,200				
	73	306,600	341,000	395,800	441,100	452,700	472,400				
	74	307,100	341,400	396,400	441,700	453,000					
	75	307,500	341,700	396,800	442,100	453,300					
	76	307,900	342,000	397,300	442,300	453,500					
	77	308,300	342,200	397,600	442,600	453,700					
	78	308,800	342,500	398,100	443,100	454,000					
	79	309,200	342,800	398,600	443,400	454,300					
	80	309,600	343,000	399,100	443,700	454,500					
	81	310,000	343,200	399,600	444,000	454,700					
	82	310,400	343,400	400,000	444,400	455,000					
	83	310,900	343,700	400,300	444,800	455,300					
	84	311,300	344,000	400,700	445,200	455,500					
	85	311,700	344,200	400,900	445,500	455,700					
	86	312,100	344,400	401,200							
	87	312,300	344,600	401,700							
	88	312,600	345,000	402,000							

	89	312,900	345,200	402,200							
	90		345,400	402,600							
	91		345,600	402,900							
	92		345,900	403,200							
	93		346,200	403,400							
	94		346,400	403,800							
	95		346,600	404,200							
	96		346,900	404,500							
	97		347,200	404,800							
	98		347,400								
	99		347,600								
	100		347,900								
	101		348,200								
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		245,100	275,700	323,300	349,300	365,000	390,700	429,400	464,800	511,600	586,200

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

海 事 職 俸 給 表
 イ 海事職俸給表(一)

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	244,100	302,900	345,200	393,200	437,900	492,500	548,600
	2	247,500	304,600	346,300	394,900	440,000	494,300	549,700
	3	250,900	306,300	347,500	396,600	442,100	496,100	550,800
	4	254,200	308,000	348,500	398,200	444,200	497,900	551,800
	5	257,500	309,700	349,500	399,800	446,200	499,700	552,800
	6	260,700	311,200	350,900	401,500	447,700	501,400	553,400
	7	263,900	312,600	352,500	403,200	449,200	503,100	554,200
	8	267,000	314,100	354,100	404,800	450,500	504,600	555,000
	9	270,100	315,600	356,000	406,400	451,800	506,000	555,700
	10	273,000	316,900	357,600	407,900	453,100	507,200	556,200
	11	275,900	318,100	359,200	409,400	454,300	508,300	556,800
	12	278,800	319,400	360,800	410,900	455,500	509,200	557,400
	13	281,600	320,700	362,500	412,400	456,700	510,000	558,000
	14	284,500	322,000	364,100	413,900	457,800	511,000	
	15	287,400	323,200	365,700	415,300	458,900	512,000	
	16	290,000	324,500	367,300	416,700	459,900	512,900	
	17	292,600	325,700	368,800	418,300	460,900	513,200	
	18	293,900	326,800	369,700	419,800	461,900	514,100	
	19	295,200	328,000	370,500	421,400	463,000	514,900	
	20	296,600	329,100	371,200	423,000	464,100	515,800	
	21	297,900	330,400	372,000	424,500	464,900	516,700	
	22	298,900	331,200	372,700	426,000	465,700	517,600	
	23	299,900	331,900	373,500	427,500	466,600	518,500	
	24	300,900	332,600	374,200	428,900	467,400	519,400	
	25	301,900	333,300	375,000	430,200	468,100	520,200	
	26	302,500	334,000	375,700	431,500	469,000	520,900	
	27	302,900	334,600	376,500	432,800	469,800	521,500	
	28	303,300	335,200	377,300	434,000	470,400	522,100	
	29	303,700	335,900	378,000	435,200	470,800	522,600	
	30	304,100	336,400	378,700	436,100	471,300	523,100	
	31	304,400	337,000	379,400	437,100	471,900	523,700	
	32	304,700	337,600	380,100	438,000	472,300	524,300	
	33	305,000	338,200	380,800	438,500	472,600	524,600	
	34	305,300	338,800	381,400	439,300	472,900	525,100	
	35	305,600	339,200	382,100	440,100	473,300	525,600	
	36	305,900	339,700	382,800	440,900	473,700	526,100	
	37	306,200	340,200	383,600	441,700	474,000	526,600	
	38	306,500	340,700	384,200	442,600	474,500	527,200	
	39	306,800	341,200	384,800	443,400	475,100	527,500	
	40	307,100	341,500	385,500	444,200	475,700	528,100	

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	307,400	341,800	386,300	445,000	476,300	528,600
	42	307,600	342,100	387,000	445,800	477,000	
	43	307,900	342,400	387,700	446,400	477,600	
	44	308,200	342,700	388,300	446,800	478,200	
	45	308,500	343,000	389,000	447,000	478,500	
	46	308,700	343,300	389,800	447,300	479,100	
	47	309,000	343,600	390,600	447,600	479,700	
	48	309,300	343,900	391,300	447,900	480,300	
	49	309,600	344,200	392,100	448,200	480,700	
	50	309,900	344,500	393,000	448,400	481,000	
	51	310,200	344,800	393,600	448,700	481,300	
	52	310,400	345,100	394,200	449,100	481,500	
	53	310,600	345,400	394,700	449,400	481,700	
	54	310,900	345,700	395,400	449,900	481,900	
	55	311,200	346,000	396,100	450,400	482,200	
	56	311,400	346,200	396,700	450,900	482,500	
	57	311,600	346,400	397,000	451,500	482,700	
	58	311,900	346,700	397,300	452,100	483,000	
	59	312,200	347,000	397,600	452,600	483,300	
	60	312,400	347,200	397,900	453,100	483,500	
	61	312,600	347,400	398,100	453,700	483,700	
	62	312,900	347,700	398,400	454,200		
	63	313,200	348,000	398,700	454,700		
	64	313,400	348,200	399,000	455,200		
	65	313,600	348,400	399,200	455,700		
	66	313,800	348,700	399,400	456,300		
	67	314,000	349,000	399,700	456,800		
	68	314,300	349,200	400,000	457,400		
	69	314,600	349,400	400,300	457,900		
	70			400,500	458,400		
	71			400,800	459,000		
	72			401,100	459,600		
	73			401,400	459,900		
	74			401,800	460,500		
	75			402,200	461,100		
	76			402,600	461,600		
	77			403,000	462,000		
	78			403,400	462,500		
	79			403,900	463,200		
	80			404,400	463,900		
	81			404,800	464,100		
	82			405,200			
	83			405,600			
	84			406,000			
	85			406,500			
	86			407,000			
	87			407,500			
	88			408,000			

	89			408,300				
	90			408,700				
	91			409,000				
	92			409,400				
	93			409,900				
	94			410,200				
	95			410,700				
	96			411,100				
	97			411,700				
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
		254,500	287,400	320,400	366,500	397,800	449,500	525,900

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	232,000	269,100	310,900	338,400	363,000	386,400
	2	233,700	272,100	311,800	339,900	363,800	387,500
	3	235,400	275,000	312,700	341,400	364,500	388,500
	4	237,000	277,900	313,500	342,400	365,200	389,000
	5	238,500	280,800	314,400	343,100	365,800	389,500
	6	241,300	282,800	315,300	343,800	366,300	390,400
	7	244,100	284,800	316,200	344,600	366,800	391,200
	8	246,700	286,700	317,100	345,400	367,200	391,800
	9	249,400	288,500	318,000	346,300	367,600	392,500
	10	251,700	289,900	319,000	347,300	368,000	393,300
	11	253,800	291,400	320,000	348,300	368,400	394,100
	12	255,900	292,800	320,900	349,300	368,700	394,800
	13	257,900	294,100	321,900	350,100	369,000	395,500
	14	259,700	295,100	322,900	350,700	369,400	396,300
	15	261,500	295,800	323,900	351,200	369,700	397,200
	16	263,100	296,400	325,000	351,700	370,000	398,100
	17	264,600	296,900	325,800	352,100	370,300	398,900
	18	266,100	297,400	326,600	352,600	370,600	399,800
	19	267,700	297,800	327,500	353,100	370,900	400,600
	20	269,100	298,200	328,500	353,500	371,200	401,400
	21	270,500	298,700	329,600	353,900	371,400	402,200
	22	271,800	299,500	330,700	354,200	371,700	403,000
	23	272,900	300,200	331,700	354,500	372,000	403,900
	24	274,000	300,800	332,700	354,800	372,200	404,700
	25	275,100	301,400	333,500	355,100	372,400	405,500
	26	276,100	301,900	334,300	355,400	372,700	406,000
	27	277,100	302,400	335,100	355,700	373,000	406,600
	28	278,000	302,900	335,900	356,000	373,200	407,200
	29	279,000	303,500	336,600	356,200	373,400	407,900
	30	279,900	304,200	337,400	356,500	373,700	408,500
	31	280,800	304,900	338,200	356,800	374,000	409,100
	32	281,600	305,300	339,000	357,000	374,200	409,600
	33	282,300	305,600	339,800	357,200	374,400	410,100
	34	283,000	305,900	340,600	357,400	374,700	410,600
	35	283,500	306,200	341,300	357,600	375,000	411,100
	36	284,000	306,500	341,900	357,900	375,200	411,600
	37	284,600	307,000	342,600	358,200	375,400	412,100
	38	285,100	307,500	343,400	358,500	375,700	412,800
	39	285,500	308,000	344,100	358,800	376,000	413,500
	40	285,900	308,600	344,700	359,000	376,200	414,300

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	286,300	309,100	345,300	359,200	376,400	415,100
	42	286,700	309,600	346,000	359,500	376,700	415,900
	43	287,100	310,100	346,700	359,800	377,000	416,600
	44	287,500	310,700	347,200	360,000	377,200	417,300
	45	288,000	311,200	347,600	360,200	377,400	418,000
	46	288,600	311,800	348,000	360,500	377,700	418,700
	47	289,200	312,400	348,400	360,800	378,000	419,300
	48	289,800	313,000	348,700	361,000	378,200	420,000
	49	290,300	313,500	349,000	361,200	378,400	420,900
	50	290,900	314,100	349,300	361,500	378,700	421,700
	51	291,500	314,600	349,600	361,800	379,000	422,500
	52	292,000	315,100	349,900	362,000	379,200	423,100
	53	292,500	315,600	350,200	362,200	379,400	423,600
	54	293,000	316,000	350,500	362,500	379,700	424,300
	55	293,500	316,500	350,800	362,800	380,000	424,900
	56	294,000	316,900	351,000	363,000	380,200	425,600
	57	294,500	317,200	351,300	363,200	380,400	426,200
	58	295,000	317,600	351,600	363,500	380,700	426,700
	59	295,500	318,000	351,900	363,800	381,000	427,000
	60	295,900	318,300	352,200	364,000	381,200	427,400
	61	296,300	318,700	352,400	364,200	381,400	428,100
	62	296,600	319,100	352,700	364,500	381,700	
	63	296,900	319,400	353,000	364,800	382,000	
	64	297,100	319,600	353,200	365,000	382,200	
	65	297,300	319,900	353,400	365,200	382,400	
	66	297,600	320,100	353,700	365,500	382,700	
	67	297,900	320,400	354,000	365,800	383,000	
	68	298,100	320,700	354,200	366,000	383,200	
	69	298,300	321,000	354,400	366,200	383,400	
	70	298,600	321,200	354,700	366,400	383,700	
	71	298,800	321,500	355,000	366,600	384,000	
	72	299,000	321,800	355,200	366,800	384,200	
	73	299,300	322,100	355,400	367,200	384,400	
	74		322,400	355,700	367,400	384,700	
	75		322,700	356,000	367,700	385,000	
	76		322,900	356,200	368,000	385,200	
	77		323,100	356,400	368,200	385,400	
	78		323,400	356,700	368,500	385,700	
	79		323,700	357,000	368,800	386,000	
	80		323,900	357,200	369,000	386,200	
	81		324,100	357,400	369,200	386,400	
	82		324,400	357,700	369,500	386,700	
	83		324,700	357,900	369,800	387,000	
	84		324,900	358,100	370,000	387,200	
	85		325,100	358,400	370,200	387,400	
	86		325,400	358,700	370,500		
	87		325,700	358,900	370,800		
	88		325,900	359,200	371,000		

	89		326,100	359,400	371,200		
	90		326,300	359,600	371,400		
	91		326,600	359,900	371,700		
	92		326,900	360,200	371,900		
	93		327,100	360,400	372,200		
	94		327,400	360,700	372,500		
	95		327,700	360,900	372,800		
	96		327,900	361,200	373,000		
	97		328,100	361,400	373,200		
	98		328,300	361,600	373,500		
	99		328,500	361,800	373,800		
	100		328,800	362,000	374,000		
	101		329,100	362,400	374,200		
	102		329,400	362,600	374,600		
	103		329,600	362,800	374,800		
	104		329,800	363,100	375,000		
	105		330,100	363,400	375,200		
	106			363,600			
	107			363,900			
	108			364,200			
	109			364,400			
定年 前任 再任用 短時間 勤務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円
		247,500	264,200	266,200	290,800	323,200	356,400

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表
イ 教育職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	287,000	366,700	422,500	492,100	598,500
	2	289,200	368,300	424,100	500,900	605,500
	3	291,300	370,000	425,400	509,500	611,300
	4	293,200	371,600	426,600	517,900	616,200
	5	295,000	373,100	427,800	526,300	620,100
	6	296,600	374,800	428,900	534,300	623,000
	7	298,100	376,400	430,000	541,800	625,200
	8	299,600	377,900	431,000	549,000	627,200
	9	301,400	379,400	432,100	555,900	
	10	303,300	381,400	433,100	561,800	
	11	305,100	383,400	434,200	566,400	
	12	307,000	385,300	435,300	569,800	
	13	309,000	387,200	436,300	573,200	
	14	311,000	388,800	437,400	576,300	
	15	313,000	390,500	438,500	579,200	
	16	315,000	392,000	439,500	581,700	
	17	317,000	393,400	440,500	583,800	
	18	319,500	394,900	441,600		
	19	322,200	396,100	442,700		
	20	324,900	397,400	443,800		
	21	327,500	398,700	444,800		
	22	330,000	400,000	445,800		
	23	332,500	401,300	446,900		
	24	334,700	402,500	447,900		
	25	337,000	403,800	448,800		
	26	339,000	405,100	449,900		
	27	341,000	406,400	450,900		
	28	343,000	407,800	451,900		
	29	345,000	409,000	452,700		
	30	347,000	410,300	453,800		
	31	348,900	411,600	454,800		
	32	350,800	412,900	455,800		
	33	352,600	414,100	456,800		
	34	354,600	415,300	458,000		
	35	356,600	416,500	459,100		
	36	358,500	417,600	460,200		
	37	360,200	418,600	460,900		
	38	361,500	419,800	461,800		
	39	362,600	420,900	462,600		
	40	363,600	421,900	463,300		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	364,100	422,900	464,000
	42	364,500	424,100	464,900
	43	364,900	425,200	465,700
	44	365,200	426,300	466,400
	45	365,700	427,100	467,100
	46	366,200	428,100	468,000
	47	366,700	429,100	468,900
	48	367,000	430,000	469,800
	49	367,300	431,200	470,700
	50	367,700	432,500	471,600
	51	368,000	433,800	472,600
	52	368,300	435,000	473,500
	53	368,700	435,800	474,500
	54	369,000	436,800	475,500
	55	369,400	437,800	476,400
	56	369,700	438,700	477,400
	57	370,100	439,400	478,300
	58	370,500	440,100	479,200
	59	370,800	440,900	480,100
	60	371,200	441,600	481,100
	61	371,500	442,300	481,900
	62	371,800	443,100	482,300
	63	372,200	443,900	482,900
	64	372,500	444,500	483,500
	65	372,800	445,100	484,100
	66	373,200	445,400	484,800
	67	373,500	445,700	485,100
	68	373,900	446,000	485,700
	69	374,300	446,300	486,100
	70	374,600	446,600	486,400
	71	374,900	446,800	486,700
	72	375,300	447,100	487,000
	73	375,600	447,300	487,300
	74	375,900	447,500	
	75	376,200	447,800	
	76	376,500	448,100	
	77	376,800	448,300	
	78	377,200	448,500	
	79	377,600	448,800	
	80	378,100	449,100	
	81	378,500	449,300	
	82	379,000	449,500	
	83	379,500	449,800	
	84	380,100	450,100	
	85	380,700	450,300	
	86	381,300	450,600	
	87	381,900	450,900	
	88	382,500	451,100	

	89	382,900	451,300		
	90	383,300	451,600		
	91	383,600	451,900		
	92	384,000	452,100		
	93	384,400	452,300		
	94	384,800			
	95	385,200			
	96	385,600			
	97	386,200			
	98	386,700			
	99	387,100			
	100	387,600			
	101	388,000			
	102	388,500			
	103	388,800			
	104	389,100			
	105	389,600			
	106	390,000			
	107	390,500			
	108	391,000			
	109	391,400			
	110	391,900			
	111	392,300			
	112	392,700			
	113	393,100			
	114	393,500			
	115	393,900			
	116	394,300			
	117	394,700			
	118	395,100			
	119	395,500			
	120	395,900			
	121	396,200			
	122	396,600			
	123	397,000			
	124	397,300			
	125	397,700			
	126	398,200			
	127	398,700			
	128	399,100			
	129	399,500			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基 準 俸 給 月 額	基 準 俸 給 月 額	基 準 俸 給 月 額	基 準 俸 給 月 額	基 準 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
	323,900	335,700	360,100	453,400	600,400

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	255,000	288,900	372,700
	2	257,900	290,700	375,000
	3	261,100	292,500	377,200
	4	264,200	294,200	379,400
	5	267,400	295,800	381,500
	6	270,700	297,300	383,800
	7	274,000	298,800	386,100
	8	277,300	300,300	388,400
	9	280,300	301,800	390,700
	10	282,100	303,600	393,100
	11	283,800	305,500	395,200
	12	285,400	307,300	397,300
	13	287,000	309,200	399,400
	14	288,300	311,100	401,000
	15	289,600	313,000	402,600
	16	290,900	315,000	404,200
	17	292,200	317,000	405,800
	18	293,300	319,500	407,200
	19	294,300	322,100	408,600
	20	295,200	324,800	409,900
	21	296,600	327,400	411,400
	22	297,900	330,000	413,000
	23	299,300	332,500	414,600
	24	300,600	334,800	416,100
	25	302,000	337,000	417,500
	26	303,500	339,100	419,100
	27	304,900	341,200	420,600
	28	306,300	343,300	422,100
	29	307,600	345,300	423,500
	30	308,900	347,000	424,900
	31	310,200	348,500	426,200
	32	311,600	350,000	427,500
	33	313,000	351,500	428,400
	34	314,300	353,100	429,600
	35	315,600	354,700	430,700
	36	316,400	356,200	431,700
	37	317,100	357,700	432,700
	38	317,900	359,100	433,800
	39	318,700	360,500	434,900
	40	319,500	361,700	436,000

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	320,200	363,000	437,000
	42	321,000	364,700	438,100
	43	321,700	366,300	439,300
	44	322,200	368,100	440,500
	45	322,700	369,700	441,600
	46	323,200	371,300	442,900
	47	323,600	372,900	444,400
	48	324,000	374,500	445,800
	49	324,500	376,100	447,200
	50	324,900	377,700	448,100
	51	325,300	379,100	448,900
	52	325,600	380,500	449,700
	53	325,900	381,900	450,400
	54	326,300	383,000	451,400
	55	326,600	384,000	452,400
	56	327,000	385,100	453,100
	57	327,300	386,300	453,800
	58	327,600	387,500	454,600
	59	328,000	388,800	455,400
	60	328,300	390,200	456,300
	61	328,700	391,500	457,300
	62	329,000	392,800	458,300
	63	329,300	394,100	459,200
	64	329,600	395,300	460,100
	65	330,000	396,500	460,800
	66	330,300	397,800	461,700
	67	330,700	399,000	462,500
	68	331,000	400,200	463,300
	69	331,400	401,400	464,200
	70	331,700	402,700	465,000
	71	332,100	403,900	465,800
	72	332,500	405,100	466,700
	73	332,800	406,300	467,400
	74	333,200	407,500	467,800
	75	333,700	408,800	468,200
	76	334,100	410,000	468,600
	77	334,500	411,100	469,000
	78	335,000	412,200	469,500
	79	335,400	413,300	469,900
	80	335,800	414,500	470,300
	81	336,200	415,800	470,500
	82	336,600	417,200	470,900
	83	336,900	418,600	471,200
	84	337,200	419,900	471,500
	85	337,600	420,900	471,800
	86	338,000	422,200	
	87	338,400	423,500	
	88	338,700	424,800	

89	339,000	425,900
90	339,300	426,800
91	339,700	427,800
92	340,100	428,900
93	340,600	429,700
94	341,000	430,800
95	341,500	431,900
96	342,000	432,800
97	342,400	433,700
98	342,700	434,600
99	343,000	435,500
100	343,300	436,400
101	343,600	437,200
102	343,900	438,200
103	344,200	439,100
104	344,500	440,100
105	344,800	440,700
106	345,300	441,400
107	345,800	442,100
108	346,200	442,600
109	346,600	443,000
110	347,100	443,400
111	347,500	443,700
112	347,900	444,000
113	348,200	444,200
114	348,700	444,500
115	349,000	444,800
116	349,400	445,100
117	349,700	445,300
118	350,100	445,600
119	350,600	445,900
120	351,100	446,100
121	351,300	446,300
122	351,700	446,600
123	352,000	446,900
124	352,300	447,100
125	352,500	447,300
126	352,800	
127	353,300	
128	353,700	
129	353,900	
130	354,300	
131	354,700	
132	355,100	
133	355,300	
134	355,700	
135	356,100	
136	356,400	

	137	356,700		
	138	357,100		
	139	357,500		
	140	357,900		
	141	358,300		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円 283,700	円 335,100	円 354,700

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

研究職俸給表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	205,800	257,000	350,800	402,100	476,600	586,600
	2	206,900	261,300	352,800	403,500	486,800	593,500
	3	208,100	264,100	354,800	404,900	496,500	598,600
	4	209,200	266,900	356,700	406,300	506,400	602,900
	5	210,300	269,500	358,700	407,700	516,300	606,800
	6	212,500	271,300	360,700	409,100	526,300	609,800
	7	214,600	272,800	362,700	410,400	535,000	611,900
	8	216,700	274,300	364,600	411,800	542,900	613,900
	9	218,800	275,800	366,500	413,200	550,700	
	10	220,900	277,800	368,100	414,700	557,800	
	11	222,900	279,800	369,700	416,100	563,100	
	12	224,900	281,700	371,300	417,500	567,600	
	13	226,900	283,700	372,900	418,700	570,600	
	14	228,800	285,900	374,000	420,200	572,600	
	15	230,700	288,100	375,000	421,700		
	16	232,500	290,300	376,000	423,200		
	17	234,200	292,500	377,300	424,700		
	18	236,000	294,800	378,500	426,300		
	19	237,800	297,200	379,700	427,900		
	20	239,600	299,600	380,900	429,600		
	21	241,500	301,900	382,100	430,800		
	22	243,300	304,100	383,300	432,200		
	23	245,000	306,200	384,400	433,600		
	24	246,700	308,300	385,400	434,900		
	25	248,400	310,400	386,500	436,200		
	26	250,500	312,300	387,500	437,500		
	27	252,400	314,200	388,400	439,000		
	28	254,300	316,100	389,400	440,500		
	29	256,200	318,000	390,300	441,700		
	30	257,400	319,500	391,000	442,900		
	31	258,500	321,100	391,800	444,500		
	32	259,600	322,600	392,500	446,000		
	33	261,000	324,100	393,100	447,300		
	34	262,300	325,600	393,800	448,700		
	35	263,700	327,100	394,500	450,100		
	36	265,100	328,600	395,300	451,500		
	37	266,500	330,000	396,000	452,900		
	38	268,000	331,000	396,700	454,300		
	39	269,500	331,900	397,500	455,700		
	40	271,100	332,700	398,200	457,100		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	272,500	333,400	399,000	458,200
	42	273,800	333,900	400,100	459,500
	43	275,200	334,400	401,300	460,900
	44	276,600	334,800	402,500	462,200
	45	278,100	335,200	403,200	463,000
	46	279,400	335,700	404,200	463,800
	47	280,700	336,200	405,000	464,700
	48	281,900	336,600	405,700	465,600
	49	283,100	337,000	406,400	466,400
	50	284,200	337,400	407,100	467,200
	51	285,300	337,800	407,700	467,800
	52	286,400	338,300	408,300	468,600
	53	287,400	338,700	408,900	469,000
	54	288,500	339,100	409,600	469,600
	55	289,500	339,500	410,400	470,100
	56	290,500	339,900	411,200	470,600
	57	291,500	340,300	411,800	471,100
	58	292,200	340,600	412,600	
	59	292,700	341,000	413,300	
	60	293,300	341,400	414,000	
	61	293,900	341,800	414,600	
	62	294,500	342,300	415,300	
	63	295,100	342,900	415,900	
	64	295,700	343,400	416,600	
	65	296,300	343,800	417,300	
	66	296,800	344,400	417,900	
	67	297,400	344,900	418,500	
	68	297,900	345,500	419,200	
	69	298,500	346,000	419,900	
	70	299,200	346,500	420,400	
	71	299,800	346,900	421,000	
	72	300,400	347,500	421,600	
	73	301,100	348,000	422,100	
	74	301,700	348,500	422,700	
	75	302,300	349,100	423,300	
	76	303,000	349,800	423,800	
	77	303,700	350,400	424,300	
	78	304,400	350,800	424,800	
	79	305,100	351,500	425,300	
	80	305,600	352,200	426,000	
	81	306,200	352,800	426,400	
	82	306,900	353,500		
	83	307,600	354,100		
	84	308,200	354,700		
	85	308,700	355,200		
	86	309,400	355,700		
	87	310,100	356,100		
	88	310,700	356,400		

	89	311,200	356,700				
	90	311,800	357,200				
	91	312,500	357,500				
	92	313,100	357,900				
	93	313,700	358,200				
	94	314,200	358,500				
	95	314,800	358,900				
	96	315,300	359,300				
	97	315,600	359,800				
	98	316,000	360,300				
	99	316,400	360,800				
	100	316,900	361,300				
	101	317,300	361,800				
	102	317,600	362,300				
	103	317,900	362,700				
	104	318,200	363,200				
	105	318,600	363,600				
	106	318,900	364,000				
	107	319,300	364,500				
	108	319,600	364,900				
	109	319,800	365,400				
	110	320,200	365,800				
	111	320,500	366,200				
	112	320,700	366,600				
	113	321,000	367,100				
	114	321,300	367,500				
	115	321,600	367,900				
	116	321,900	368,300				
	117	322,100	368,800				
	118	322,400	369,200				
	119	322,600	369,600				
	120	322,900	370,000				
	121	323,200	370,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円
		250,200	296,600	324,600	371,700	435,900	588,000

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

医 療 職 俸 給 表
 イ 医療職俸給表(一)

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000	632,700
	2	319,700	432,800	488,900	590,100	638,500
	3	322,000	435,500	490,800	595,200	643,500
	4	324,200	438,100	492,700	599,900	647,800
	5	326,400	440,600	494,200	604,200	651,800
	6	329,900	442,800	495,900	608,500	655,200
	7	333,400	444,800	497,700	611,900	658,100
	8	336,900	446,900	499,500	614,800	660,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300	
	10	344,000	450,600	503,000	619,600	
	11	347,500	452,200	504,800		
	12	351,000	453,800	506,600		
	13	354,500	455,400	508,400		
	14	358,000	456,900	510,100		
	15	361,500	458,400	511,900		
	16	365,000	459,800	513,700		
	17	368,400	461,200	515,500		
	18	371,600	462,700	517,400		
	19	374,900	464,200	519,300		
	20	378,100	465,600	521,200		
	21	381,400	466,900	523,100		
	22	384,700	468,400	524,800		
	23	387,900	469,800	526,600		
	24	391,000	471,200	528,400		
	25	394,200	472,600	530,000		
	26	396,600	474,000	531,800		
	27	399,000	475,300	533,600		
	28	401,200	476,600	535,100		
	29	403,200	478,000	536,500		
	30	404,900	479,300	538,200		
	31	406,600	480,700	540,000		
	32	408,400	482,100	541,700		
	33	410,200	483,400	543,200		
	34	412,000	484,700	544,500		
	35	413,600	486,000	545,800		
	36	415,100	487,400	547,100		
	37	416,600	488,800	548,100		
	38	418,000	490,400	549,400		
	39	419,400	492,000	550,700		
	40	420,800	493,500	552,000		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	422,300	495,100	553,000		
	42	423,100	496,300	553,800		
	43	423,800	497,300	554,600		
	44	424,500	498,300	555,400		
	45	425,300	499,100	556,300		
	46	425,900	500,000	557,100		
	47	426,500	500,900	557,900		
	48	427,000	501,700	558,600		
	49	427,500	502,400	559,400		
	50	427,900	503,100	560,200		
	51	428,400	503,800	560,900		
	52	428,800	504,400	561,800		
	53	429,200	505,000	562,700		
	54	429,500	505,700	563,500		
	55	429,800	506,300	564,400		
	56	430,200	506,900	565,300		
	57	430,500	507,200	566,100		
	58	430,800	507,800	566,900		
	59	431,100	508,400	567,700		
	60	431,400	509,100	568,400		
	61	431,800	509,500	569,200		
	62	432,100	510,100	570,100		
	63	432,400	510,800	571,000		
	64	432,700	511,500	571,900		
	65	433,000	511,900	572,700		
	66		512,500	573,600		
	67		513,100	574,500		
	68		513,600	575,400		
	69		514,100	576,200		
	70		514,600	577,100		
	71		515,100	578,000		
	72		515,600	578,900		
	73		516,000	579,700		
	74		516,500			
	75		516,900			
	76		517,300			
	77		517,800			
	78		518,400			
	79		518,900			
	80		519,300			
	81		519,800			
	82		520,400			
	83		521,000			
	84		521,500			
	85		522,000			

定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円 339,500	円 386,200	円 446,500	円 528,200	円 636,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600	507,500
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600	508,900
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600	510,200
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500	511,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300	512,800
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000	514,200
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600	515,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100	516,800
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600	518,200
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900	519,500
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200	520,900
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500	522,300
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800	523,700
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000	524,800
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200	525,900
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300	527,100
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500	528,200
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600	529,100
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800	530,000
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000	530,900
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100	531,900
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900	
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300	
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000	
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500	
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900	
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300	
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700	
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100	
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500	
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800	
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100	
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400	
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700	
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000	
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300	
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600	
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500		
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800		
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400		
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700		
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000		
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300		
	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500		
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800		
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100		
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400		
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600		
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800		
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100		
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400		
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600		
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800			
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500			
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100			
	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500			
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000			
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600			
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200			
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600			
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100			
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600			
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100			
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700			
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200			
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800			
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400			
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900			
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400			
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800			
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200			
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500			
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000			
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400			
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800			
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200			
	78	274,300	310,800	348,600	370,700				
	79	274,600	311,000	349,000	370,900				
	80	274,800	311,300	349,500	371,200				
	81	275,000	311,600	350,000	371,700				
	82	275,300	311,800	350,300	372,000				
	83	275,600	312,100	350,500	372,300				
	84	275,800	312,400	350,800	372,600				
	85	276,000	312,600	351,200	373,000				
	86		312,800	351,600	373,300				
	87		313,000	351,900	373,600				
	88		313,200	352,200	373,900				

	89		313,600	352,500	374,300				
	90		313,800	352,700	374,600				
	91		314,000	353,100	374,800				
	92		314,200	353,400	375,100				
	93		314,600	353,600	375,400				
	94		314,800	353,900	375,800				
	95		315,000	354,200	376,200				
	96		315,300	354,400	376,600				
	97		315,600	354,600	377,100				
	98		315,800	354,900	377,500				
	99		316,000	355,200	377,900				
	100		316,300	355,400	378,300				
	101		316,600	355,600	378,800				
	102		316,800	355,800					
	103		317,000	356,200					
	104		317,300	356,400					
	105		317,600	356,600					
	106			356,900					
	107			357,300					
	108			357,700					
	109			357,900					
定年 前任 再任用 短時間 勤務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	368,700	414,700	484,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000	444,600
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500	454,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900	488,800
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100	489,600
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400	490,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500	491,200
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700	491,900
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900	492,600

	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100	493,400
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100	
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200	
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300	
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300	
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800	
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300	
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700	
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300	
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800	
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200	
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700	
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200	
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600	
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900	
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200	
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600	
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700		
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400		
	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000		
	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600		
	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200		
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900		
	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500		
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200		
	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700		
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300		
	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800		
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200		
	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800		
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200		
	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500		
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800		
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300		
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700		
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000		
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300		
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800		
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300		
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700		
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000		
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400		
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900		
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300		
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700		
	86	306,200	333,100	371,800	391,500			
	87	306,700	334,100	372,600	392,100			
	88	307,200	335,100	373,400	392,600			

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

89	307,600	336,000	374,000	392,900
90	308,100	337,000	374,600	393,400
91	308,600	338,000	375,200	393,700
92	309,100	339,000	375,800	394,000
93	309,600	339,800	376,200	394,600
94	309,900	340,500	376,600	395,100
95	310,400	341,200	377,100	395,600
96	310,900	341,800	377,500	396,100
97	311,400	342,200	378,000	396,700
98	311,900	342,500	378,400	397,200
99	312,300	343,000	378,900	397,700
100	312,700	343,600	379,300	398,100
101	313,100	344,000	379,600	398,700
102	313,500	344,500	380,100	399,200
103	313,900	345,100	380,400	399,700
104	314,200	345,600	380,700	400,200
105	314,500	346,000	381,100	400,800
106	314,900	346,500	381,600	401,200
107	315,300	347,000	382,100	401,700
108	315,600	347,500	382,600	402,200
109	315,800	347,900	383,100	402,800
110	316,100	348,200	383,600	
111	316,300	348,500	384,100	
112	316,600	348,800	384,500	
113	316,900	349,100	384,900	
114	317,100	349,500	385,300	
115	317,400	349,800	385,800	
116	317,600	350,100	386,300	
117	317,900	350,300	386,700	
118	318,100	350,600	387,200	
119	318,400	350,900	387,700	
120	318,700	351,100	388,200	
121	319,000	351,300	388,500	
122	319,300	351,600		
123	319,600	351,900		
124	319,900	352,200		
125	320,100	352,400		
126	320,300	352,700		
127	320,600	353,000		
128	321,000	353,200		
129	321,200	353,400		
130	321,500	353,600		
131	321,800	353,900		
132	322,200	354,100		
133	322,400	354,400		
134	322,700	354,800		
135	323,000	355,200		
136	323,300	355,600		

	137	323,500	355,900					
	138	323,800	356,300					
	139	324,100	356,700					
	140	324,400	357,100					
	141	324,600	357,400					
	142	324,900	357,800					
	143	325,300	358,100					
	144	325,600	358,500					
	145	325,800	358,800					
	146	326,000	359,200					
	147	326,300	359,600					
	148	326,600	360,000					
	149	326,800	360,300					
	150	327,000	360,700					
	151	327,300	361,100					
	152	327,600	361,500					
	153	328,000	361,800					
	154	328,200						
	155	328,400						
	156	328,700						
	157	329,000						
	158	329,300						
	159	329,600						
	160	329,900						
	161	330,300						
	162	330,600						
	163	330,900						
	164	331,200						
	165	331,600						
	166	331,900						
	167	332,200						
	168	332,500						
	169	332,900						
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300	420,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 俸 給 表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	222,800	278,000	310,200	337,000	379,500	434,300
	2	224,500	279,400	311,100	338,700	381,200	436,200
	3	226,100	280,700	311,900	340,300	382,800	438,100
	4	227,800	282,000	312,900	341,800	384,400	439,900
	5	229,300	283,400	313,800	343,200	386,000	441,800
	6	230,900	284,400	314,700	344,600	387,800	443,600
	7	232,500	285,400	315,600	345,900	389,300	445,400
	8	234,100	286,400	316,400	347,300	390,900	447,200
	9	235,700	287,300	317,200	348,700	392,200	448,800
	10	237,500	288,200	318,200	350,300	393,800	450,300
	11	239,300	289,200	319,400	351,800	395,400	451,800
	12	240,300	290,100	320,500	353,300	396,900	453,300
	13	241,200	291,200	321,700	354,800	398,800	454,800
	14	242,300	292,100	322,800	356,300	400,700	456,100
	15	243,500	293,000	324,000	357,900	402,600	457,400
	16	244,500	293,800	325,000	359,500	404,400	458,600
	17	245,500	294,300	326,100	361,000	405,900	459,800
	18	246,500	295,000	327,200	362,700	407,700	461,100
	19	247,400	295,800	328,300	364,200	409,400	462,400
	20	248,300	296,500	329,300	365,700	411,000	463,600
	21	249,300	297,400	330,300	367,200	412,700	464,800
	22	250,700	298,300	331,400	368,800	414,100	465,600
	23	252,000	299,200	332,400	370,300	415,500	466,400
	24	253,300	300,100	333,400	371,900	416,900	467,200
	25	254,600	301,100	334,400	373,400	418,300	467,800
	26	255,900	302,000	335,300	375,000	419,500	468,400
	27	257,200	302,800	336,300	376,500	420,700	469,000
	28	258,400	303,700	337,400	377,900	421,700	469,600
	29	259,500	304,600	338,500	379,100	422,800	470,300
	30	260,400	305,400	339,500	380,600	424,000	471,100
	31	261,200	306,300	340,600	382,000	425,100	471,500
	32	262,000	307,100	341,700	383,500	426,200	472,200
	33	262,900	308,100	342,800	384,800	426,900	472,700
	34	263,700	309,100	343,900	386,300	427,600	473,100
	35	264,500	310,100	345,000	387,800	428,200	473,500
	36	265,300	311,000	346,000	389,300	428,900	473,900
	37	266,000	311,900	347,100	390,700	429,500	474,300
	38	266,600	312,800	348,100	392,100	430,100	474,600
	39	267,300	313,800	349,000	393,400	430,600	474,900
	40	268,000	314,700	350,000	394,800	431,000	475,200

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	268,800	315,600	351,000	395,800	431,400	475,500
	42	269,400	316,500	351,900	396,900	431,600	475,800
	43	270,000	317,500	352,700	397,800	431,900	476,100
	44	270,600	318,400	353,500	398,800	432,200	476,400
	45	271,000	319,300	354,100	399,500	432,500	476,700
	46	271,500	320,300	354,700	400,100	432,800	
	47	272,000	321,200	355,300	400,700	433,100	
	48	272,400	322,000	355,900	401,400	433,400	
	49	272,800	322,900	356,500	402,200	433,600	
	50	273,400	323,800	357,100	402,900	433,900	
	51	273,900	324,700	357,600	403,700	434,100	
	52	274,400	325,500	358,100	404,400	434,400	
	53	274,800	326,500	358,700	405,200	434,600	
	54	275,300	327,400	359,200	405,900	434,900	
	55	275,700	328,400	359,700	406,600	435,200	
	56	276,100	329,300	360,100	407,200	435,500	
	57	276,600	330,200	360,500	407,500	435,700	
	58	277,000	331,100	360,700	408,100	436,000	
	59	277,400	332,000	361,100	408,700	436,300	
	60	277,700	332,900	361,600	409,400	436,500	
	61	278,100	333,800	361,900	409,800	436,700	
	62	278,500	334,600	362,300	410,500	437,000	
	63	278,800	335,400	362,700	411,100	437,300	
	64	279,100	336,200	363,100	411,700	437,500	
	65	279,500	336,900	363,500	412,100	437,700	
	66	279,900	337,700	364,000	412,600		
	67	280,200	338,400	364,400	413,200		
	68	280,500	339,100	364,900	413,700		
	69	280,900	339,600	365,100	414,100		
	70	281,200	340,100	365,600	414,600		
	71	281,500	340,600	366,000	415,100		
	72	281,900	341,000	366,400	415,600		
	73	282,300	341,400	366,700	416,100		
	74	282,600	341,900	367,100	416,500		
	75	283,000	342,400	367,600	416,800		
	76	283,300	342,800	368,000	417,100		
	77	283,600	343,100	368,200	417,300		
	78	284,000	343,400	368,500	417,500		
	79	284,400	343,700	368,900	417,800		
	80	284,700	344,000	369,300	418,100		
	81	284,900	344,300	369,600	418,300		
	82	285,200	344,600	369,900	418,600		
	83	285,600	344,800	370,300	418,900		
	84	285,900	345,100	370,700	419,100		
	85	286,100	345,500	371,000	419,300		
	86	286,400	345,900	371,400			
	87	286,800	346,200	371,800			
	88	287,100	346,400	372,000			

89	287,400	346,900	372,300			
90	287,600	347,300				
91	287,900	347,500				
92	288,200	347,800				
93	288,500	348,200				
94	288,800	348,600				
95	289,200	348,900				
96	289,500	349,200				
97	289,700	349,400				
98	290,000	349,700				
99	290,300	350,000				
100	290,600	350,300				
101	290,900	350,700				
102	291,200	350,900				
103	291,500	351,200				
104	291,800	351,600				
105	292,000	352,000				
106	292,200	352,300				
107	292,500	352,600				
108	292,800	352,900				
109	293,100	353,200				
110	293,400	353,600				
111	293,700	353,900				
112	293,900	354,100				
113	294,200	354,300				
114	294,400	354,600				
115	294,700	354,800				
116	295,100	355,100				
117	295,400	355,300				
118	295,700					
119	296,000					
120	296,300					
121	296,500					
122	296,700					
123	297,100					
124	297,400					
125	297,600					
126	297,900					
127	298,200					
128	298,600					
129	298,800					
130	299,200					
131	299,600					
132	299,900					
133	300,100					
134	300,400					
135	300,800					
136	301,100					

	137	301,300					
	138	301,600					
	139	301,900					
	140	302,200					
	141	302,400					
	142	302,600					
	143	302,800					
	144	303,000					
	145	303,400					
	146	303,600					
	147	303,900					
	148	304,200					
	149	304,500					
	150	304,700					
	151	305,000					
	152	305,200					
	153	305,500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円
		233,900	276,700	292,500	330,100	359,500	405,400

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

専 門 ス タ ッ フ 職 俸 給 表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	388,500	465,200	520,500	664,500
	2	390,000	469,600	526,100	701,100
	3	391,500	473,600	531,600	737,700
	4	393,000	477,500	537,000	
	5	394,400	481,100	542,300	
	6	395,900	484,900	547,400	
	7	397,300	488,200	552,500	
	8	398,700	491,500	557,200	
	9	400,100	494,800	560,600	
	10	401,400	498,100	563,600	
	11	402,900	501,300	566,400	
	12	404,300	504,500	569,000	
	13	405,800	507,500	571,600	
	14	407,500	510,500	574,000	
	15	409,200	513,300	576,400	
	16	410,800	516,000	578,600	
	17	412,200	518,600	580,800	
	18	413,800	521,000	583,000	
	19	415,400	523,400	585,000	
	20	416,900	525,600	587,000	
	21	418,500	527,800	589,000	
	22	419,700	529,800		
	23	421,000	531,800		
	24	422,300			
	25	423,600			
	26	424,700			
	27	425,800			
	28	426,700			
	29	427,700			
	30	428,700			
	31	429,700			
	32	430,600			
	33	431,400			
	34	431,700			
	35	432,000			
	36	432,300			
	37	432,500			
	38	432,800			
	39	433,100			
	40	433,400			

	41	433,600			
	42	433,800			
	43	434,100			
	44	434,400			
	45	434,700			
	46	435,000			
	47	435,300			
	48	435,500			
	49	435,700			
	50	436,000			
	51	436,300			
	52	436,500			
	53	436,700			
	54	437,000			
	55	437,300			
	56	437,500			
	57	437,700			
	58	438,000			
	59	438,300			
	60	438,500			
	61	438,700			
	62	439,000			
	63	439,300			
	64	439,500			
	65	439,700			
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円
		370,300	483,000	543,600	693,100

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

指 定 職 俸 給 表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	759,000
2	819,000
3	878,000
4	961,000
5	1,036,000
6	1,110,000
7	1,188,000
8	1,261,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別記第 2

第 6 条第 1 項の俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

第 6 条第 2 項の俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

別記第 3

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

別紙第4

職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告

次の事項を実現するため、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 週休日の振替等

人事院規則で定める期間内にある勤務日の勤務時間の一部を当該勤務日に割り振ることをやめて、当該勤務時間の一部を勤務することを命ずる必要がある週休日に割り振ることができるものとする。

(2) 休日の代休日及び代休時間

ア 各省各庁の長は、職員に休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部について特に勤務することを命じた場合には、当該特に勤務することを命じた勤務時間につき、人事院規則の定めるところにより、次に掲げる指定のいずれかを行うことができるものとする。

(ア) 当該特に勤務することを命じた勤務時間に代わる日（代休日）としての、人事院規則で定める期間内にある勤務日等（割り振られた勤務時間が当該特に勤務することを命じた勤務時間と同一の時間数であるものに限る。）の指定

(イ) 当該特に勤務することを命じた勤務時間に代わる時間（代休時間）としての、(ア)の人事院規則で定める期間内にある勤務日等に割り振

られた勤務時間の一部（当該特に勤務することを命じた勤務時間と同一の時間数であるものに限る。）の指定

イ 代休日又は代休時間を指定された職員は、当該代休日又は代休時間には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないものとする。

(3) 無給休暇

ア 職員の休暇に、「無給休暇」を新設すること。

イ 無給休暇は、特別の事由を要しない無給の休暇とし、その日数は、一の年において7日とすること。

ウ 無給休暇については、その時期につき、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。この場合において、各省各庁の長は、公務の運営に支障がある場合その他これに準ずる場合として人事院規則で定める場合を除き、これを承認しなければならないこと。

エ 無給休暇については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同法第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額すること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和9年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別紙第5

国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出

次の事項を実現するため、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）を改正されるよう意見を申し出る。

1 改正の内容

(1) 遺族補償年金

ア 遺族補償年金を受けることができる遺族の要件について、職員の死亡の当時、夫は60歳以上であることとする要件及びこれに該当しない夫は人事院規則で定める障害の状態にあることとする要件を廃止すること。
あわせて、当該夫の年齢に係る要件において、その年齢を55歳以上とする経過措置を廃止すること。

イ 遺族補償年金の額について、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数が1人である場合の額を一律に、一年につき、平均給与額に175を乗じて得た額とすること。

(2) 時効

補償を受ける権利が時効により消滅する期間について、その補償が療養補償、休業補償、介護補償若しくは葬祭補償又はこれらの補償を支給すべき事由との権衡を考慮して人事院規則で定めるものである場合において、その補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、補償を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として

人事院規則で定めるものであるときは、その補償を受ける権利を行使することができる時から５年とすること。

２ 改正の実施時期等

（１）改正の実施時期

この改正は、令和９年４月１日から実施すること。

（２）その他所要の措置

この改正に伴い、所要の措置を講ずること。

